

**令和 7 年 2 月府議会定例会
危機管理・健康福祉常任委員会提出資料**

(報告事項)

健康福祉部

報 告 事 項 目 次

- 1 京都府子ども・子育て支援事業支援計画の改定（最終案）について
- 2 京都府子どもの貧困対策推進計画の改定（最終案）について
- 3 家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定（最終案）について

京都府子ども・子育て支援事業支援計画の改定（最終案）について

令和 7 年 3 月
健康福祉部

1 計画改定の趣旨

現行の「京都府子ども・子育て応援プラン」では、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至る総合的な子育て支援の取組を盛り込んでいるほか、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を盛り込んでいる。

現行の計画期間が令和6年度末をもって終期を迎えるため、令和5年12月に改定した「京都府子育て環境日本一推進戦略」において、総合的な子育て支援の取組を盛り込んでいることとの整合性も図りつつ、次期計画の策定を行う。

2 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」

※ 本計画、「京都府子どもの貧困対策推進計画」及び「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を「京都府こども計画」として位置付け

3 計画改定の方針

- 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、主に以下の内容を盛り込む。
 - (1) 保育等の量の見込み及びその確保方策
 - (2) 保育等の推進に関する体制の確保
 - (3) 保育人材等の確保・質の向上
 - (4) 在宅育児家庭への支援

4 計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

5 検討体制

京都府子ども・子育て支援事業支援計画検討会（以下「検討会」という。）において、関係団体や学識経験者、子育て当事者により、現行計画の進捗状況の確認・検証を行うとともに、次期計画についての意見を聴取

6 パブリックコメント

実施期間：令和6年12月17日（火）～令和7年1月7日（火）

結果：5個人、2団体、計9項目の意見あり

（主な意見）

- ・ 安心して子どもを保育所に預けるために、保育士の人手不足対策や職場環境の整備が必要
- ・ 京都府の親子誰でも通園制度や子育てひろば等の在宅育児家庭への支援の充実
- ・ 保育・教育の質の向上について、保育所、認定こども園、幼稚園の各施設の役割が重要
- ・ 市町村が取り組む妊産婦健診や産後ケアなど市町村と連携した支援の充実

7 今後のスケジュール

令和7年3月 市町村の保育等の量の見込み等を取りまとめ後、計画策定・公表

京都府子ども・子育て支援事業支援計画（最終案）の概要

計画改定の方角性

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、主に以下の内容を盛り込む。

（１）保育等の量の見込み及びその確保方策

- ・ 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその確保方策を設定し、地域の実情に応じて円滑に事業が実施できるよう市町村を支援

（２）保育等の推進に関する体制の確保

- ・ 地域の中核的な役割を担う保育所・認定こども園・幼稚園の整備を一層促進することにより、質の高い教育・保育を提供
- ・ 保護者の就労状況等によらず柔軟に受け入れられる施設であり、子育て支援の提供施設の役割を担う認定こども園について、地域の実情を踏まえながら普及を推進
- ・ 一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター等の多様な保育や子育て支援サービスを市町村と連携して充実するとともに、地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園・幼稚園等を拠点とした相談・子育て支援情報提供等の体制を強化

（３）保育人材等の確保・質の向上

- ・ 保育士等の給与水準や労働環境等の改善を図るため、市町村や関係団体等と連携して、職員配置の改善や保育の質の向上に資する施設整備及び保育環境の多機能化や生産性向上の取組を支援
- ・ 保育人材の確保・定着を図るため、市町村や関係団体、養成校等と連携して、学生等へ施設の魅力発信や各施設とのマッチングを推進
- ・ 幼児期の教育・保育の質を向上するため、市町村や関係団体等と連携して、子どもの安心・安全の確保はもとより、親や保護者への支援の視点も含めた情報交換、情報共有、様々な研修機会を充実

- ・ 京都式保育人材キャリアパス制度を活用し、キャリアアップを通じた処遇改善を支援するとともに、キャリアに応じた保育士等の人材育成や職場定着を図ることにより、保育士等の質も向上

(4) 在宅育児家庭への支援

- ・ 子育ての知識や経験が少なく、不安や孤立感を抱えたまま在宅で育児をされている子育て家庭の割合が多いことから、国制度である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の子育ち支援に加え、親子通園などを通じた育児の悩み相談や親同士の仲間づくりなどの親育ち支援についても、市町村や関係団体等と連携し推進

京都府子ども・子育て支援事業支援計画 (最終案)

令和7年 月
京 都 府

目 次

I 計画の改定にあたって

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置付け	2
4	京都府子育て関係諸計画と子育て戦略、都道府県こども計画との関係	2
5	計画の基本理念と基本的視点	3

II 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項

1	区域の設定	5
2	各年度の教育・保育等の量の見込み及びその確保方策	5
3	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	8
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	9
5	教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上	9

III IIと併せて推進する事項

1	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	10
2	「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた政策群	11

I 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

京都府では、これまでから、国の「子ども・子育て支援新制度」や「新子育て安心プラン」の施行に合わせ、実施主体である市町村と連携し、地域の実情に応じた乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

令和元年9月には、社会全体で子育てを見守り支え、あたたかい子育て社会を目指すための指針として「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「子育て戦略」という。）を策定し、その方向性を踏まえ、子ども・子育て支援法等に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、令和2年3月に「京都府子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

現行の計画期間が令和6年度末をもって終期を迎えることから、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や、令和5年12月に改定した子育て戦略との整合も図りつつ、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を盛り込んだ「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「本計画」という。）として改定するものです。

今後とも、国の保育政策の方向性や施策も踏まえ、全ての子どもの育ちが保障されるとともに、安心して子育てできる環境を確保するよう、市町村や関係団体等と緊密に連携し、本計画に基づく取組を推進していきます。

また、本計画の推進にあたっては、住民に身近な子育て支援・母子保健・児童福祉サービスを提供する市町村をはじめ地域や企業、府民など社会全体が一体となり、より多様なサービスを提供できる環境づくりに努めます。

さらに、京都府は、本計画の達成状況の評価等を行うとともに、国の制度や施策と関連性が高い事業について、制度の改善や施策の充実を国へ提案し、取組を推進していきます。

2 計画の期間

本計画は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、府内市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）を踏まえて策定するものです。

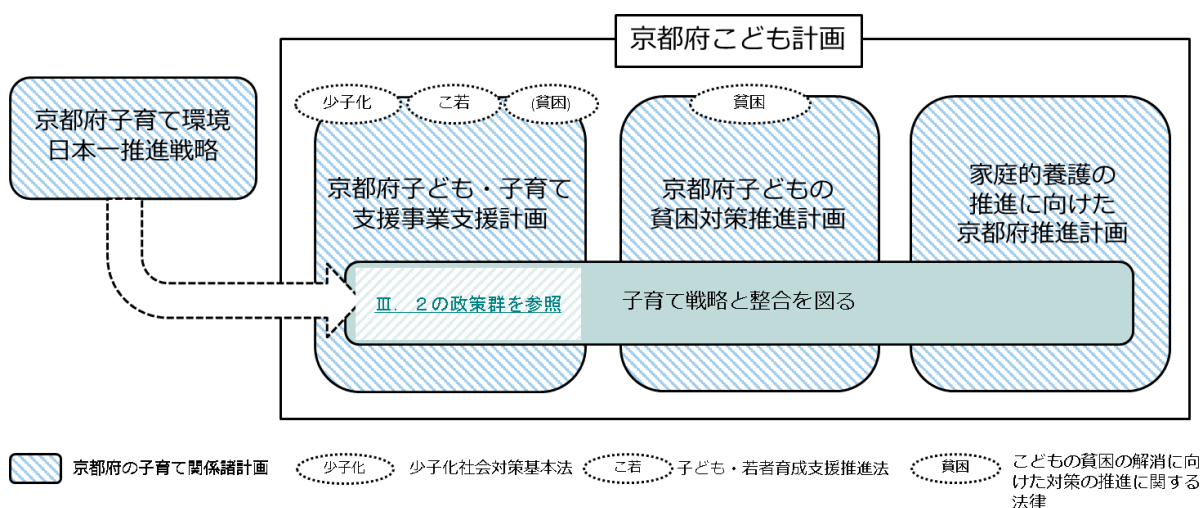
また、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」及び放課後児童対策に関する計画として位置付けるものです。

なお、少子化対策や子ども・若者の育成等に関することは、子育て戦略やその他関連計画と連携を図ります。

4 京都府子育て関係諸計画と子育て戦略、都道府県こども計画との関係

子育て戦略は、京都府における子育て関係の諸計画の指針となるものであり、子育て関係の諸計画は、全て子育て戦略を基本とした上で、個別に策定等を行うこととしております。

京都府の子育て関係諸計画の指針となる子育て戦略の内容との整合も図りつつ、今年度に改定する本計画、「京都府子どもの貧困対策推進計画」及び「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、子育て関連計画として相互に整合を図ります。



5 計画の基本理念と基本的視点

本計画の推進に当たっては、こども基本法第3条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として取り組みます。

(1) 計画の基本理念

- ・ 心身の状況や置かれている環境にかかわらず、全ての子どもがひとしく健やかに成長することができ、未来に希望を持ち、豊かで幸せな人生を送ることができる社会を実現します。
- ・ 京都の未来を創る宝である子どもの、生き活きとした姿と明るい声が地域の中で響きわたり、多世代がつながり、「にぎわい」が生まれる社会を実現します。
- ・ 京都には、受け継がれてきた地域や人と人との絆があり、地蔵盆のように子どもと子育て世代を大切にする文化も根付いています。こうした京都の強みを生かし、子育て世代が孤立せず、社会からあたたかく見守られ支えられる地域社会、「この地域で子どもを育てたい」、「この地域に住み続けたい」と思える「社会全体で子どもを育てる京都」を実現します。

(2) 計画の基本的視点

- ・ 次代を支える子どもの育成と、子育ての基本となる全ての家庭への支援を進めます。
- ・ 子どもが家族や地域の人との絆の中で大切にされ、地域コミュニティの中で、心身ともに健やかに成長できるよう、地域全体で見守り、支え合う取組を進めます。
- ・ 子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、次代の担い手として育つことができるよう、長期的視野に立った健全育成施策を総合的に推進します。

(参考：こども基本法第3条に定める基本理念)

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されることが、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

Ⅱ 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項

1 区域の設定

本計画に基づく区域設定については、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、従来と同様に6つの保健福祉圏域を設定し、以下のとおりとします。

1号認定（満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた子ども）	府全域
2号認定（満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた子ども）	保健福祉圏域
3号認定（満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた子ども）	

圏域名	市町村名
丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市
南丹	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都・乙訓	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 各年度の教育・保育等の量の見込み及びその確保方策

本計画の各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその確保方策の設定に当たっては、市町村計画における数値を京都府が設定した区域ごとに集計し、認定区分ごとに定めています。

京都府としては、教育・保育の提供や、新たに位置付けられた産後ケア事業、子育て世帯訪問支援事業なども含めた地域子ども・子育て支援事業について、各市町村が計画に基づき、地域の実情に応じて円滑に実施できるよう、市町村への支援を行います。

(1) 教育・保育の量の見込み及びその確保方策

(単位:人)

圏域	年度	満3歳以上				保育が必要と認定された満3歳未満(3号認定)			
		量の見込み			確保方策	0歳		1・2歳	
		1号認定	2号認定	計		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
丹後	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
中丹	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
南丹	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
京都・乙訓	京都市	7年度							
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
	乙訓	7年度							
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
	小計	7年度							
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
山城北	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
山城南	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
府内全域	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								

※ 1号認定：満3歳以上の子どもで、教育標準時間(4時間/日)の認定を受けた子ども
2号認定：満3歳以上の子どもで、保育が必要と認定された子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその確保方策

事業名		指標 (単位)	(参考) 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
延長保育	量の見込み	(人)						
	確保方策	実人数 (人)						
幼稚園での預かり保育	量の見込み	(人日)						
	確保方策	延べ人数 (人日)						
預かり事業 保育所や子育て広場等での一時預かり ファミリーサポートセンター事業 児童養護施設等での夜間預かり(トワイライトステイ)	量の見込み	(人日)						
	確保方策	延べ人数 (人日)						
		(人日)						
		延べ人数 (人日)						
	確保方策合計(人日)							
病児に対する取組 医療機関等での病児保育 ファミリーサポート事業(病児・緊急対応強化)	量の見込み	(人日)						
	確保方策	病児保育事業 (人日) ファミサポ						
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)	市町村計画を集計し記載							
児童養護施設等での短期入所による生活援助事業(ショートステイ)								
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば等での親子交流や相談援助)								
	確保方策	(カ所)						
利用者支援事業	量の見込み	(カ所)						
	確保方策	(カ所)						
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	(人)						
養育支援訪問事業	量の見込み	(人)						
妊婦健診	量の見込み	(人回)						
放課後児童健全育成事業	量の見込み	(人)						
	確保方策	登録児童数 (人)						
		施設数 (カ所)						
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	(人日)						
	確保方策	(人日)						
児童育成支援拠点事業	量の見込み	(人)						
	確保方策	(人)						
親子関係形成支援事業	量の見込み	(人)						
	確保方策	(人)						
妊産婦等包括相談支援事業	量の見込み	(回)						
	確保方策	(回)						
乳児等通園支援事業	量の見込み	延べ人数 (人日)						
	確保方策	延べ人数 (人日)						
産後ケア事業	量の見込み	延べ人数 (人)						
	確保方策	延べ人数 (人)						

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に受け入れられる施設であるとともに、地域における子育て支援の提供施設としての役割を担うことから、地域の実情を踏まえながら、認定こども園の普及を推進します。

(2) 認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対しては、市町村と連携し、施設整備や認可・認定に係る基準や手続きに関する情報提供、相談支援を行うとともに、職員向けの研修の充実に努め、職員の質の向上を図ります。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要となります。特に、教育・保育施設である保育所・認定こども園・幼稚園は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する施設ですが、満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう、乳幼児期の発達の連続性を踏まえた緊密な連携が不可欠なことから、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

(4) 在宅育児家庭への支援

子育ての知識や経験が少なく、不安や孤立感を抱えたまま在宅で育児をされている子育て家庭の割合が多い状況を踏まえ、今後は、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、「全ての子育て家庭」の「子育て」と「親育ち」を支援することが求められます。

このため、京都府としては、国制度である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の子育ち支援に加え、親子通園などを通じた育児の悩み相談や親同士の仲間づくりなどの親育ち支援についても、市町村や関係団体等と連携して取り組みます。

また、こうした取組を進めるに当たっては、保育所・認定こども園・幼稚園の理念・特色を活かした、多様で質の高い教育・保育の充実が図られるよう支援します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

市町村による子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査へ同行等を通じて、市町村と連携しながら、その取組を支援します。

5 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上

(1) 教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

子育て世代の方が安心して子どもを保育所や認定こども園、幼稚園等に預けられるようにするためには、保育の担い手である保育士、保育教諭、幼稚園教諭を安定的に確保・定着・育成することが重要となります。しかしながら、保育士等は子どもの命を預かる大切な仕事でありながら、給与水準が全職種平均と比較して低い、休暇の取得が難しい、保護者対応や登園チェックなどの事務負担が重いなど、業界全体として大きな課題を抱えています。

こうした保育士等の給与水準や労働環境等の改善を図るため、市町村や関係団体等と連携し、職員配置の改善や保育の質の向上に資する園庭・遊具等の施設整備及び保育士等の研修環境の整備等の多機能化の取組を支援するとともに、処遇改善に必要な予算の確保等を国へ要望するなど引き続き必要な取組を推進します。

さらに、教育・保育ニーズが多様化していく中においても、限られた資源を活用し、保育士、保育教諭、幼稚園教諭が子どもに向き合う時間を増やし、より質の高い教育・保育を提供するために、子どもの安心・安全の確保にもつながる見守り機能カメラの導入や、職員の業務負担軽減に資する ICT 機器等の導入など教育・保育の生産性向上支援にも取り組みます。

また、府内で必要な保育人材の確保・定着を図るため、市町村や関係団体、養成校等とも連携し、学生等へ施設の魅力発信や各施設とのマッチングを推進します。

(2) 教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の質の向上

保育所・認定こども園・幼稚園は、目的や機能等は異なりますが、各施設の設置理念や方針を持ち、特色を活かした質の高い教育・保育の提供に創意工夫をされている教育・保育施設です。少子化や社会情勢の変化等により、教育・保育施設の役割は変化してきており、従来の子どもの教育・保育の機能・役割だけでなく、地域における子育て支援の拠点としての役割も担っています。

そのため京都府としては、各施設や市町村、関係団体等との連携を図りながら、各施設が引き続き切磋琢磨する中で、子育て家庭のニーズも踏まえた、多様な教育・保育や子育て支援サービスの充実が図られるよう支援します。

また、幼児期の教育・保育の質を向上するために、市町村や関係団体等とも連携し、子どもの安心・安全の確保はもとより、各施設の魅力向上及び親や保護者への支援の視点も含めた情報交換や情報共有、様々な研修機会の充実を図ります。

全国に先駆けて策定した、保育士や保育教諭の職階に応じて求められる業務や能力等と処遇を連動させた保育人材キャリアパス制度を活用し、キャリアアップを通じた処遇改善を支援するとともに、新規採用職員向けの研修やキンダーカウンセラー等の専門家派遣など、キャリアに応じた人材育成や職場定着を図ることにより、教育・保育の質の向上につなげていきます。

また、幼児教育アドバイザー派遣等の幼児教育センター機能を一層充実させ、各施設の教育の質の向上を図るとともに、幼児教育施設から小学校への円滑な接続を進めます。

Ⅲ Ⅱと併せて推進する事項

1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

人と人とのつながりの希薄化等をはじめとする社会情勢の変化を背景に、子どもに対する虐待が後を絶たない中、社会全体で全ての子どもを虐待から守ることを改めて決意し、子育て戦略及び令和4年3月に制定した「京都府子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童虐待から次代の社会を担う子どもを守るため、市町村が行う妊婦等包括相談支援事業や産後ケア事業等の実施状況等を踏まえるとともに、未然防止から早期発見、早期対応、子どもに対する支援、再発防止、社会的養護による子どもの自立支援まで切れ目のない施策及び取組並びにその支援体制を一層強化し、子どもの権利と利益の擁護を図ることとします。

(2) 社会的養護体制の充実

少子化の進行に伴い、引き続き児童人口は減少していくと見込まれる一方、児童相談所の児童虐待相談受理件数及び入所対応件数は減っていないことから、何らかの事情により家庭で暮らすことのできない子どもが、将来、社会的に自立した生活ができるよう、子どもの最善の利益を原則とし、社会全体で子どもを育むため、子育て戦略及び令和7年3月に改定した「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」に基づき、里親制度の推進、児童養護施設等における家庭的養育の推進、子どもの権利擁護の推進、児童相談所及び一時保護所の体制強化等の取組を推進します。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭は減少に転じているものの、親の所得等において依然として厳しい状況が見られることから、ひとり親家庭の親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指し、子育て戦略及び令和7年3月に改定した「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、ひとり親家庭自立支援センターを中心とした就労支援や、生活基盤安定のための経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組などを推進します。

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの9人に1人は平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らし、生活保護世帯の子どもの高校・大学の進学状況等において依然として厳しい状況が見られることから、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子育て戦略及び「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育・福祉・労働等の機関と協働した連携推進体制の構築、ライフステージを通じた子どもへの支援、ライフステージ別の子どもへの支援、子育て当事者への支援等の取組を推進します。

(5) 障害児・外国にルーツを持つ子ども等の施策の充実

子育て戦略及び令和6年3月に策定した「京都府障害者・障害児総合計画」に基づき、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ります。

また、外国にルーツを持つ子どもとその保護者が円滑に教育・保育等を利用できるよう、使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、それぞれの事情に応じた市町村の取組を支援します。

2 「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた政策群

本計画の推進に当たっては、子育て戦略の「4つの重点戦略（子育てが楽しい風土づくり、子どもと育つ地域・まちづくり、若者の希望が叶う環境づくり、全ての子どもの幸せづくり）」との連携を図ります。また、「子育て環境日本一・京都」の実現に向け、次に掲げる少子化に対処するための施策及び子ども・若者の育成支援のための施策と整合を図り、取り組むこととします。

（１） 出会い・結婚

- ・ 「きょうと婚活応援センター」へのＡＩマッチングシステムの導入により精度の高いマッチングを実現するとともに、オンライン婚活システムを導入し出会いの機会を拡充するなど、ＩＣＴを活用した婚活サービスを展開します。
- ・ ＤＭＯ等と連携し京都の魅力を発見してもらい、京都府外の方と府内の方との結婚を、観光や移住・就労と一体的に支援し府内への定着を図る「移住婚」の取組を展開します。（拡充）
- ・ 身近な地域のお世話焼きさんである婚活マスターの登録を促進するとともに、府内各地での様々な主体による結婚支援の拡充を目指し、府内の結婚支援団体等に対し、地域の魅力を生かした結婚支援ができるよう支援します。
- ・ 金融機関と協働し、結婚から子育てまで必要となる経費を対象とした低利な融資制度を実施し、経済的に支援します。

（２） 妊娠・出産

① 妊娠から子育てまでの包括的な支援

- ・ 市町村の「こども家庭センター」における全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的なサポート体制の充実を支援します。
- ・ 妊娠・出産・不妊に対する 24 時間の相談窓口や、妊娠に関する医学的情報の発信を行う「きょうと妊娠・出産応援室（仮称）」を創設し、妊娠を望む人の希望を実現するためのきめ細かな支援を実施します。（新規）
- ・ 妊産婦が抱える妊娠・出産・子育ての悩み等の軽減や、産後うつ予防・早期発見等の観点から、産後ケア事業をはじめ、伴走型相談支援や妊娠・出産時の経済的支援、子育てピアサポーターによるサポートなど、トータルで切れ目のない支援を行うことにより、安心して妊娠・出産でき、孤立化を防ぐ支援体制を確立します。
- ・ 子育ての相談に対し、地域子育て支援拠点や、妊娠時から子育て期まで伴走型支援を行う妊婦等包括相談支援事業など、市町村、民生・児童委員との連携を強化し、地域ぐるみでの相談・支援体制の充実を図ります。（拡充）

- ・ 低出生体重児等のご家族に対し、母乳の悩みや赤ちゃんの健康の悩みなどへの支援について適切に情報提供を行い、低出生体重児等が健やかに成長するよう努めます。

② 不妊及び不育症治療に対する支援

- ・ 不妊治療や不育症治療に係る経済的な負担を軽減するため、全国トップクラスの治療費助成及び特定不妊治療に係る通院交通費助成を実施するとともに、企業等における不妊治療休暇制度の導入を支援します。

③ 母子保健医療提供体制の充実

- ・ 「総合周産期母子医療センター（府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、京都第一赤十字病院）」を中心に、医療機関の役割分担やＩＣＴ等による連携を強化するなど、周産期医療ネットワークを拡充します。（拡充）

（３） 保育・教育

① 保育・教育の経済定期負担の軽減

- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等に係る幼児教育・保育料の無償化を推進することにより、子育て世代の経済的な負担感を軽減します。
- ・ 私立高等学校等の授業料の負担軽減等を実施するとともに、高校生の通学費の補助や大学生等を対象とした給付型の奨学金制度等の充実を図り、子育て世帯の教育費の負担を軽減します。

② 保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実

- ・ 待機児童の解消や地域ニーズに基づき市町村が進める保育所・認定こども園・幼稚園等の整備、小規模保育事業や家庭的保育事業等きめ細かな取組を一層促進するとともに、保育士・幼稚園教諭等の確保・定着・育成対策を推進します。
- ・ 市町村のニーズ調査を踏まえ、市町村と連携して、休日・夜間保育、一時預かり、病児保育などの多様な保育や子育て支援サービスの充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターなど、地域における活動の充実を図ります。
- ・ 預かり保育を実施する私立幼稚園に対して補助します。
- ・ 就学児家庭、未就学児家庭を含め、全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備のため、市町村と連携した多様な保育サービスの提供や地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園・幼稚園等を拠点とした相談・一時預かり等の体制強化を促進します。

- ・ 子育てと介護のダブルケアを行う方を家族トータルで支援するため、介護支援専門員に対して、子育て負担に配慮したケアプランの作成研修など、子育てと介護の両面から適切な支援が受けられるような環境を整備します。

③ 保育人材等の確保・質の向上

- ・ 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生等に保育士や保育教諭、府内の保育所、認定こども園等の魅力を伝える取組の強化や保育・教育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
- ・ 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等、保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。
- ・ 幼児期の保育・教育の質を向上するために、保育士・幼稚園教諭が相互の知識等を身につけられるような取組を推進します。また、安全対策をはじめ、様々な研修機会の充実により、資質の向上を図ります。
- ・ 保育の質を確保するため、認可外保育施設の保育士等に対する研修の充実等により資質向上を図るとともに、市町村等とも連携し、指導・監査の強化のための取組を進めます。

④ 総合的な放課後児童対策の充実

- ・ 放課後対策の実施主体である市町村が、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、待機児童解消のため、地域で必要な受け皿の整備が進められるよう支援するとともに、「遊びの場」、「生活の場」でもある放課後児童クラブの質の向上・機能強化を図ります。
- ・ 放課後対策の実施主体である市町村が「新・放課後子ども総合プラン」に基づき地域の様々な資源を活用し展開できるよう、福祉部局と教育委員会との連携強化を一層図りつつ、府内における放課後対策事業の総合的な在り方等について検討を進めます。
- ・ 発達障害等配慮を要する児童が増える中、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごせるように、市町村や教育委員会とも連携し、対応策の検討を進めます。
- ・ 放課後児童クラブの整備等に伴い、市町村が必要とする人材が確保できるよう、放課後児童支援員の研修充実による人材育成や、指導員に加え、多彩な活動・運営を支える人材の育成・確保等への取組を促進します。
- ・ 放課後児童クラブの従事者・放課後子ども教室の参画者に対して、子どもはもとより、親・保護者への支援の視点も含めた更なる資質向上や情報交換・情報共有を図るため、研修会の開催等に引き続き取り組みます。

⑤ 夢を実現する教育

- ・ 理科を中心とした専任教員の配置等により、新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、教科等横断的な「STEAM教育」を進めます。
- ・ 府立青少年海洋センターなど青少年健全育成施設の自然あふれる特色を生かした野外活動や宿泊体験を通じ、子どもたちの「生きる力」を育成します。
- ・ 特別支援学校におけるICT環境を整備し、社会的自立や企業就労につながる情報活用能力を育成します。
- ・ 心のケアを行うスクールカウンセラーや福祉の専門家等である「まなび・生活アドバイザー」、法律の専門家であるスクールロイヤーなど、いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図ります。
- ・ 不登校児童生徒を支援するため、スクールカウンセラー等の専門家の配置、市町村の教育支援センターの機能強化、「もう1つの教室」の取組の推進など、総合的な取組を進めます。
- ・ 不登校児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、個々の状況に応じた支援計画の策定や、ICTを活用した個別学習や遠隔学習、きめ細かな支援を充実させます。
- ・ 地域における不登校支援の中核施設である教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール等の民間団体などの関係機関と学校が連携し、子どもや家庭に対する適切な支援と学習機会の提供に取り組みます。
- ・ 児童養護施設及び里親等における入所前の生活の状況により学習習慣が定着していない児童に対する学習支援や、入所中からの職業体験などを通じて、大学等への進学や就職など、児童が将来に向けて夢を持ち、児童が自らの望む社会的な自立が実現できるよう支援を行います。
- ・ ボランティア活動や奉仕活動などを通じて社会に貢献する心をはぐくむとともに、社会の一員として果たすべき役割と責任を自覚し、積極的に社会参画できる資質や能力を養うなど、成年年齢の引き下げ等も踏まえながら、より良い社会の構築に向けて行動できる人材を育成する主権者教育を進めます。
- ・ 家庭教育に関する専門家を市町村に配置し、「子育て世代包括支援センター」等との連携を進め、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を訪問するなど、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目ない支援を行います。

（４） 子どもが健やかに成長できる環境づくり

①障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 発達障害診断医の養成や医師を対象とした発達障害の理解を深める機会の提供・連携体制が進む仕組みづくりを進めるとともに、市町村や教育機関と連携して、早期に支援が必要な子ども達を速やかに診療、療育へつなげる体制やペアレントトレーニングなどによる家族への支援の充実を図ります。

- ・ 京都府医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児やその家族等からの相談に応じるとともに、必要な支援につなぐことができるように、医療・保健・福祉・教育等関係分野が連携してワンストップで対応できるよう、地域の支援体制の整備を進めます。
- ・ 児童発達支援センターについては、障害保健福祉圏域又は各市町村に整備することを促進するとともに、発達障害児支援拠点とも連携し、地域の中核的な役割を果たす機関として、地域の障害児支援体制の充実や、障害児の地域社会への参画・包容を推進する体制の構築を目指します。
- ・ 重度心身障害児者について、障害保健福祉圏域又は各市町村に対応可能な通所事業所を拡大し、地域における生活が継続されるよう支援します。

②ひとり親家庭等への支援の充実

- ・ ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、子育てと仕事の両立支援や親の就労に係る相談時間の夜間延長、講習会の実施、離婚家庭の養育費確保を支援するための弁護士による無料相談や自治体の相談担当者に向けた研修の実施、親と子どもが気軽に交流できる子どもの居場所の提供など、生活や学習支援をはじめとしたサポート体制を強化し、孤独・孤立対策に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給するとともに、ひとり親家庭の親の技能習得や子どもの就学などに対して資金貸付を行うなど、ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援を行います。
- ・ ひとり親家庭の子どもの養育又は教育に対し奨学金を交付するとともに、生活保護世帯や低所得世帯の高校生に対する「奨学のための給付金」の支給と併せ、学齢期の教育費等の負担軽減を図るための経済的支援を行います。

③ヤングケアラーへの支援

- ・ ヤングケアラーの認知度向上のため、当事者や社会全体への周知・広報を進めます。
- ・ ヤングケアラー総合支援センターに配置したコーディネーターを中心に、相談から適切な支援につなげるとともに、ネットワーク会議の開催等により、支援体制の整備を進めます。

④子どもの安心・安全の確保

- ・ 学校等の関係機関と連携し、「防犯教育プログラム」に基づく子どもたちの発達段階に応じた危険回避能力を高める防犯教育や教職員の危機管理能力を高める安全対策指導等を進めます。また、「こども 110 番のいえ」の整備や地域住民、事業者等の協力を得た「ながら見守り」の活動を促進するとともに、「子ども見守りシステム」の拡充に向けて市町村へ働きかけるほか、可搬式オービスを活用した交通取締りを強化するなど、通学路等における子どもの安全対策を進めます。
- ・ 団体・ボランティア等と協働して少年非行の未然防止活動を実施するためのネットワークの構築やスクールサポーターを増員し、非行の低年齢化を踏まえた非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実させます。また、SNS 等のインターネット上における非行防止と子どもの性被害防止を目的としたサイバーパトロールや防犯機能を備えたスマートフォンアプリの開発等の広報啓発活動の強化、立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による寄り添い型支援など、非行・再非行等を防止します。
- ・ SNSをはじめ急激に変化するインターネット環境の中にあって、青少年が被害に遭うことを未然に防止するため、青少年関係団体や事業者等と連携して青少年が自らを守る意識を醸成するとともに、保護者等へ向けた啓発活動を強化します。
- ・ 若年者の消費者被害を未然に防止するため、成年年齢引下げに係る啓発活動を実施するとともに、市町村とも連携した中学校・高等学校における消費者教育への支援や、大学生・専門学校生への消費者トラブルに関する情報提供を充実します。

⑤医療提供体制、こころのケアの充実

- ・ 奨学金制度等を活用し、小児科医や産婦人科医等の地域の医療機関での従事を促進します。
- ・ 配慮や支援が必要な子どもに対して、保育所や学校等への専門家の配置や関係機関との連携など乳幼児期から学齢期までの支援を充実します。
- ・ SNSを活用した相談事業を実施するとともに、24 時間対応の電話相談など、民間企業と連携したいじめ対策事業等を実施します。

⑥児童虐待の防止

- ・ 児童虐待の未然防止のため、市町村の「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」等の一体化を推進し、妊娠期から出産後まで各段階に応じた切れ目のない支援を強化するとともに、地理的条件や交通事情、人口動向等を踏まえ、一時保護を含む児童相談所の機能を適切に発揮できる相談支援体制の確保や、関係機関との更なる情報共有を進めます。

- ・ 子どもが相談しやすいようSNSの活用による相談体制の整備や、「189（イチハヤク：児童相談所虐待対応ダイヤル）」の普及啓発による児童虐待の早期発見・早期対応を進めるとともに、児童虐待とDV被害が絡み深刻化するケースに迅速に対応するため、児童虐待・DV防止連携推進員を中心に市町村及び関係機関と連携した児童虐待・DV防止対策の強化に努めます。
- ・ 心身の発達等に重大な影響を及ぼす子どもの性被害への対応や、地域での見守り活動を充実させるとともに、児童相談所における困難なケース等に対応するため、弁護士の助言・指導により法的対応力を強化します。（拡充）

⑦社会的養護を必要とする子どもに対する支援

- ・ 子どもの権利と最善の利益を守るため、一時保護を行った子どもから意見を聴く機会を確保するとともに、児童養護施設の専門機能を充実する取組を支援するなど、児童養護施設等と連携して入所から退所後までの切れ目のない自立支援を強化します。（拡充）
- ・ 里親の新規開拓から子どもとのマッチング、里親のスキルアップ研修や心理的なケアなど委託後の支援に至るまで一体的、継続的に進めるため、京都府における包括的な里親支援体制（フォスタリング体制）の構築を進めます。（拡充）

（５） 子育て環境の充実に向けた基盤づくり

①地域コミュニティの維持・担い手の確保

- ・ 学校の運営に地域住民の意見を反映させる「コミュニティ・スクール」の導入を全ての校種で促進するなど、「地域とともにある学校づくり」を進めます。
- ・ 地域における子育て支援の仕組みの整備を推進するため、広域的な見地から子育て支援に積極的に取り組む子育て支援団体の認証制度の実施その他必要な施策を実施します。
- ・ 学校、家庭、自治会、NPO、関係団体等地域の幅広い団体・府民が連携・協力し、青少年の健全育成に取り組み、社会全体で支えるネットワークを充実するとともに、活動の中心となる人材育成を支援します。
- ・ 農山漁村地域など、自然に恵まれ子育て環境の良い地域への移住を促進するため、移住希望者へのHPでの情報発信や相談窓口の設置、移住者受け入れのための地域体制づくりなどに加え、移住者の就農支援を実施します。

②子ども・子育て世代の居場所・交流の場づくり

- ・ 子どもからの提案に基づき、子どもの居場所づくりに取り組む人や団体を含め、青少年の健全な育成に貢献された人や団体を「青空賞」として表彰します。（新規）

- ・ 市町村と連携し、地域子育て支援拠点において、地域支援の取組など多機能化を促進し、親子が気軽に集える場を確保するとともに、育児負担の軽減、リフレッシュが図れるよう、身近なところで安心して乳幼児を一時的に預けられる場を拡充します。(拡充)

③安定した雇用環境の創出

- ・ 「京都企業人材確保・テレワーク推進センター（仮称）」を設立し、企業の正社員登用を促進するとともに、「京都ジョブパーク正規雇用促進事業」を充実・強化し、就職氷河期世代や女性等の不本意非正規雇用から正規雇用への転換を促進します。
- ・ 若者の企業観の醸成・気づきの場を充実させるための就職トライアル事業（中長期・有償インターンシップ）や理系プロジェクト事業を実施するとともに、府外学生の地域と仕事を同時に学べる機会を提供します。
- ・ 中小企業の人材確保と従業員の定着及び奨学金を返済する働く若者の負担軽減を図るため、中小企業応援隊や経済団体をはじめとした関係機関と連携し、就労・奨学金返済一体型支援制度の普及を促進します。また、制度導入企業を「京都ジョブナビ」に掲載するなど、企業の魅力発信を支援します。

京都府子どもの貧困対策推進計画の改定（最終案）について

令和 7 年 3 月
健康福祉部

1 計画改定の趣旨

現行の「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」が、令和6年度末をもって終期を迎えるため、次期計画（令和7年度から11年度）の策定を行う。

2 計画の位置付け

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」

※ 本計画、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」及び「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を「京都府こども計画」として位置付け

3 計画改定の方向性

- 「こども大綱」を踏まえ、基本的視点に、すべての子どもが権利の主体として、多様な人格・個性が尊重されることや、子ども・若者の意見を聴き、計画の進捗管理や施策展開を推進することを明記する。
- ヤングケアラーへの支援など現行計画期間中に始まった施策を新たに追加する。
- 子ども・若者へのヒアリングを踏まえ、子ども同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりや、親同士の交流による社会的孤立を防ぐ取組を追加する。

4 計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

5 検討体制

- 京都府子どもの貧困対策検討会（以下「検討会」という。）において、関係団体や学識者、ひとり親家庭の当事者等により、現行計画の進捗状況の確認・検証を行うとともに、次期計画についての意見を聴取
- 合わせて、検討会の下に子ども・若者へのヒアリングを実施するための部会を設置し、幅広く意見を聴取

6 パブリックコメント

実施期間：令和6年12月17日（火）～令和7年1月7日（火）

結 果：1個人、4団体、計18項目の意見あり

（主な意見）

- ・ 子どもの貧困対策において、学校のスクールソーシャルワーカーの役割が重要であり、配置数を含め、関わり方を見直すべき。
- ・ こどもの城づくり事業について、行政と民間が一体となった幅広い団体等を活動の中心とすることや、団体などの支援者同士が交流する視点を入れてはどうか。
- ・ 物価高騰が著しく、ひとり親世帯の生活を直撃しているため、引き続き、多様化するひとり親世帯等への支援について、細やかで、重層的な支援をお願いしたい。

京都府子どもの貧困対策推進計画（最終案）の概要

計画改定の方向性

1 計画改定の趣旨

現行の「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」が、令和6年度末をもって終期を迎えるため、次期計画（令和7年度から11年度）の策定を行う。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間計画

3 基本理念と基本的視点

（1）基本理念

子どもは「社会で育てる」との理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す

（2）基本的視点

- すべての子どもが、権利の主体として、多様な人格・個性が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が優先され、社会の担い手として活躍できるよう施策を推進
- 子どもや若者の意見を聴き、計画の進捗管理や施策の展開を推進
- 義務教育を終えた者など、支援が届いていない、又は届きにくい子ども・若者に対して総合的な取組を推進
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけるとともに、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない支援体制を構築
- 府、市町村、学校、企業、地域団体等が連携・協働し、子どもの貧困対策を社会全体の取組として推進

4 重点施策

（1）連携推進体制の構築

- 地域における教育と福祉の連携体制の強化（学校プラットフォーム）
「まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）」を学校組織に適切に位置付け、教職員と協働することで、困難な状況にある子どもを早期に把握するとともに、学校と福祉関係機関や地域の支援団体等と連携し、支援に繋げる体制の充実を図る。
- 関係機関・団体の連携推進
子育てに困難を抱える家庭を含めて支援を行うこども家庭センターの設置推進など、市町村における支援体制整備を進めるとともに、行政・教育機関・NPO等が連携し、福祉圏域におけるネットワークを強化して、課題解決を図る。
- きょうとこどもの城づくり事業の推進
子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を図り、食事提供の役割も担うこどもの居場所や子ども食堂の開設・運営支援などを通じて、身近な地域における貧困対策が展開されるよう推進するとともに、当事者や支援者同士の交流を促進し、子どもたちや支援者同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進める。

(2) ライフステージを通した子どもへの支援

○ 適切な支援につなげるための体制整備

SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築するとともに、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあり、既存制度では解決困難な課題を包括的に支援する体制の構築を促進する。

○ 個別の課題に対する支援

児童虐待や社会的養護、ヤングケアラー、ひきこもりなど多様な困難を抱える子ども・若者に対して、未然防止や早期把握を図るとともに、相談支援や関係機関との連携などによる総合的な支援を推進する。

(3) ライフステージに応じた子どもへの支援

○ 就学前における養育環境の早期把握と早期対応

市町村のこども家庭センター等と連携して、妊娠から子育てまで切れ目ない支援を社会全体で進めるとともに、家庭の経済状況に関わらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、妊娠期からの伴走型相談支援等を通じ、母子保健と福祉施策との連携体制を構築する。

○ 小中学生期における学校・地域での子どもを支える支援体制の充実

学校では、児童生徒の個々の伸びと変容を把握し、最適な指導・支援をすることで、学ぶ意欲や可能性を最大限に引出す取組みを推進するとともに、地域のこどもの居場所などを実施するNPO等と連携して、身近な場所で学習支援や生活支援に取り組むとともに、多様な体験活動の機会の充実に努める。

○ 高校生期以降における若者への進路・就労支援の充実

中途退学の防止や個々の状況に応じたきめ細やかな学習支援に取り組むとともに、大学や企業、関係機関と連携し、若者の就職の定着や社会的自立に向けた相談支援体制の構築、非正規雇用で就労している若者に対するスキルアップと安定雇用を促進する。

(4) 子育て当事者への支援

○ 生活基盤の安定のための支援

所得の低いひとり親家庭に対して、児童扶養手当や福祉資金貸付金等の経済的支援の充実に努めるとともに、養育費の確保に向けた、ひとり親家庭自立支援センターでの弁護士による無料法律相談や市町村向けの養育費研修等の取組みを推進する。

○ 社会的孤立を防ぐ取組みの推進

関係機関やこどもの居場所等において、参加する子どもとその親による家庭同士の交流や親への学び直しの支援などを行い、課題を抱える家庭の親同士の情報交換や交流を図る取組みを推進する。

5 計画の推進体制と進行管理

行政機関、関係団体、学識経験者、当事者等からなる「京都府子どもの貧困対策検討会」を設置し、毎年度、計画の進行管理を行う。

第3次京都府子どもの貧困対策推進計画

～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会の実現を目指す～

令和7年3月

京 都 府

第3次京都府子どもの貧困対策推進計画の概要

計画の位置付け	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に定める「都道府県計画」として策定
計画期間	令和7年4月から令和12年3月までの5年間
計画の進捗管理	PDCAサイクルに沿って実施し「京都府子どもの貧困対策検討会」で点検・評価
計画の基本理念	子どもは「社会で育てる」という理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す
現状と課題	➢生活保護世帯・ひとり親家庭は、平成27年度からの5年間で減少。母子家庭の約半数の就労収入は250万円未満 ➢ひとり親家庭の子どもの4～5人に1人が子どもだけで食事。ひとり親家庭の小中学生の約25人に1人が夕食を1人で食べる孤食の状況 ➢家庭の経済状況が学力や高校中退・大学進学率等に影響することから、きめ細かな学習支援が子どもの社会的自立につながる
当面の重点施策	これまで取り組んできた各種施策を引き続き実施するとともに、当面、次の5本の柱の施策について重点的に実施

1. 連携推進体制の構築

○地域における教育と福祉の連携体制の強化

- ・学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
- ・まなび・生活アドバイザー等人材育成の推進

○関係機関・団体の連携推進

- ・市町村における貧困対策の窓口構築の推進
- ・きょうとこどもの城づくり事業の推進
- ・幼児教育センターを活用した協働ネットワークの構築など

2. ライフステージを通した子どもへの支援

○適切な支援につなげるための体制整備

- ・まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)の配置を推進
- ・支援を必要とする子ども・若者への相談体制の充実
- ・支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化

○子どもの貧困に対する理解促進

- ・社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進
- ・子どもの貧困問題と、その背景にある課題への理解促進

○個別の課題に対する支援

- ・虐待防止への支援
- ・社会的養護を必要とする子ども・若者への支援
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・ひきこもりの子ども・若者への支援
- ・多様な困難を抱える子ども・若者への支援など

3. ライフステージ別の子どもへの支援①

就学前

○養育環境の早期把握と早期対応

- ・市町村の母子保健・福祉施策との連携
- ・助産師等による専門的支援や子育て支援事業従事者への研修の実施

○保育・幼児教育の充実

- ・保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
- ・保育所・認定こども園・幼稚園等の整備及び保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保と質の向上など

3. ライフステージ別の子どもへの支援②

小・中学生

○学校における学習・個別支援の充実

- ・小学校入学時からの一人ひとりの状況に応じた支援
- ・不登校児童生徒への支援の充実

○地域における支援の充実

- ・ひとり親家庭等の子どもへの体験活動の機会の充実
- ・NPO・自治会等と連携した学習環境づくりの推進など

高校生期以降

○学校における学習支援や学習環境の充実

- ・学習等に課題を抱える高校生への基礎学力補習等の実施
- ・不登校生徒への支援の充実

○若者への進路・就労支援の充実

- ・個々の状況に応じたキャリア教育の推進
- ・若年者等の円滑な就業とスキルアップを一貫支援する取組の推進
- ・就労・奨学金返済一体型支援事業の推進など

4. 子育て当事者への支援

○ひとり親家庭等への就業支援

- ・ひとり親家庭の親や子に対する資格取得支援

○子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ・高等教育無償化制度や給付型奨学金制度の活用
- ・「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」の充実

○生活基盤の安定のための支援

- ・ひとり親家庭への給付や貸付の充実
- ・養育費確保の支援
- ・生活安定のための住宅確保の支援

○社会的孤立を防ぐ取組の推進

- ・ひとり親家庭等の精神的負担軽減のための相談支援 など

5. 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

○調査研究の実施

- ・今後の施策反映のための子どもの貧困の実態調査

目 次

I はじめに	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の進捗管理	2
4 京都府の子育て関係諸計画、都道府県こども計画との関係	2
II 計画の基本理念と基本的視点	3
1 基本理念	3
2 基本的視点	3
III 子どもの貧困に係る現状と課題	4
1 子どもの貧困に係る基礎データ	4
2 ひとり親家庭の状況	5
3 貧困が及ぼす子どもへの影響	7
4 多様な困難を抱える者	10
IV 重点施策	11
1 連携推進体制の構築	11
2 ライフステージを通した子どもへの支援	13
3 ライフステージ別の子どもへの支援	15
4 子育て当事者への支援	21
5 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進	23
V 重点施策体系	24
重点施策の体系図	24
VI 参考資料：用語解説	26
＜参考＞子どもの貧困に関する指標一覧	27
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	30
こども大綱	33

I はじめに

1 計画改定の趣旨

「令和4年国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査（平成30年）では15.7%であったものが令和3年には15.4%とやや改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの相対的貧困率も14.0%から11.5%へと、前回調査から改善しているものの、依然として子どもの9人に1人は、平均的な所得の2分の1より低い世帯で暮らしています。

また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と前回調査の48.3%からやや改善したものの、全体の貧困率と比べて依然として高い水準となっている状況です。

国においては、平成26年1月に子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、様々な取組が進められてきましたが、令和6年6月に法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に改められ、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することが目的とされたところです。

また、推進法の改正に先立ち、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、子どもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策等を取りまとめた「こども大綱」（以下「大綱」という。）が、令和5年12月に閣議決定されたところです。

京都府においては、平成26年度に「京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す～」を全国に先駆けて策定し、これまで本計画に基づき支援を実施してきたところですが、現行の「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」の計画期間が、令和7年3月で満了することに伴い、「こども基本法」や大綱及び現在の子どもの社会状況を踏まえるとともに、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働し、現行の計画をより一層の実行性を持った計画とするため見直しを図ることとしております。

2 計画の期間

本計画は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。

3 計画の進捗管理

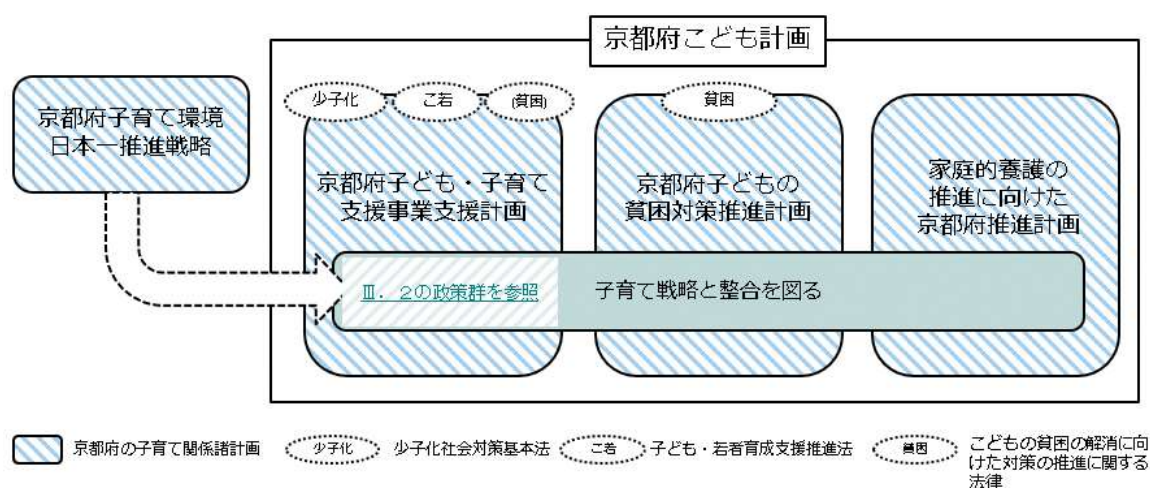
(1) 本計画に記載した施策については、基本的にPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに沿って実施し、学識経験者、学校関係者、子育てに関する関係者、就労に関する関係者、貧困問題に関わる当事者等で構成する「京都府子どもの貧困対策検討会」において点検・評価を行います。

(2) 計画期間内であっても、急激な社会変化等により、計画を維持することに不適切な事態が生じた場合には、適宜、本計画を改定します。

4 京都府の子育て関係諸計画、都道府県こども計画との関係

「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「戦略」という。）は、京都府における子育て関係の諸計画の指針となるものであり、子育て関係の諸計画は、全て戦略を基本とした上で、個別に策定等を行うこととされております。

京都府の子育て関係諸計画の指針となる戦略の内容との整合性も図りつつ、今年度に改定する本計画、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」及び「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、相互に子育て関連計画としても位置付け整合を図ります。



Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点

1 基本理念

子どもは「社会で育てる」という理念に立ち、

全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

2 基本的視点

- 全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、権利の主体として、その多様な人格・個性が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が優先され、社会の担い手として活躍できるよう総合的に推進
- 子どもや若者の視点を尊重し、子どもや若者の意見を踏まえた施策を展開
- 義務教育を終えた後の所属のない者など、支援が届いていない、又は届きにくい子ども・若者に対して総合的な取組を推進
- 貧困の世代を超えた連鎖を断ち切り、子どもが健やかに育つ社会を確保するために、子育て当事者家庭に対して、就労から経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組などを包括的に実施
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けるとともに、妊娠、出産期から社会的自立まで、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない支援体制を構築
- 全ての子どもが、府内の身近な地域で、安全で安心して自分らしく過ごせる多様な居場所の設置を推進
- 府・市町村はもとより、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、企業、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働し、子どもの社会的孤立を防ぐとともに、子どもの貧困対策を社会全体の取組として推進

Ⅲ 子どもの貧困に係る現状と課題

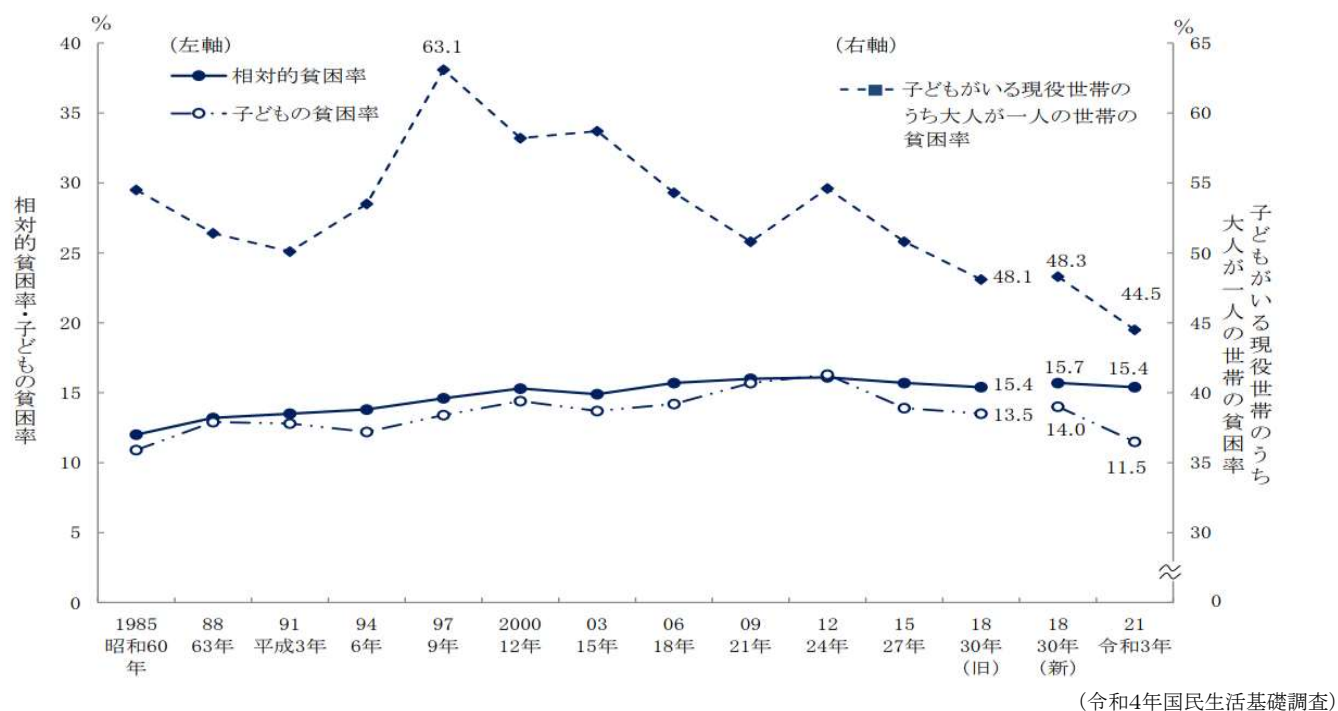
1 子どもの貧困に係る基礎データ

(1) 子どもの貧困率の推移

- ・ 9人に1人の子どもが貧困世帯で暮らす
- ・ ひとり親世帯の約半数は貧困世帯

「国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は、前回調査(平成30年)では15.7%であったものが令和3年は15.4%と改善し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの相対的な貧困率も14.0%から11.5%と、前回調査から改善している。

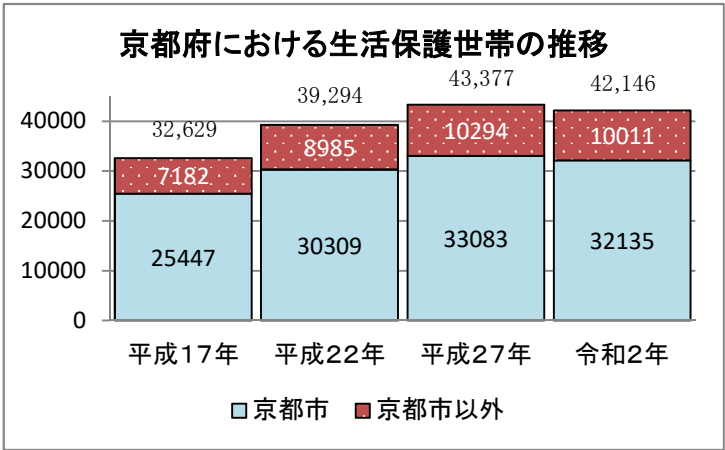
また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と前回調査の48.3%からやや改善したものの、全体の貧困率と比べて依然として高い水準となっている状況。



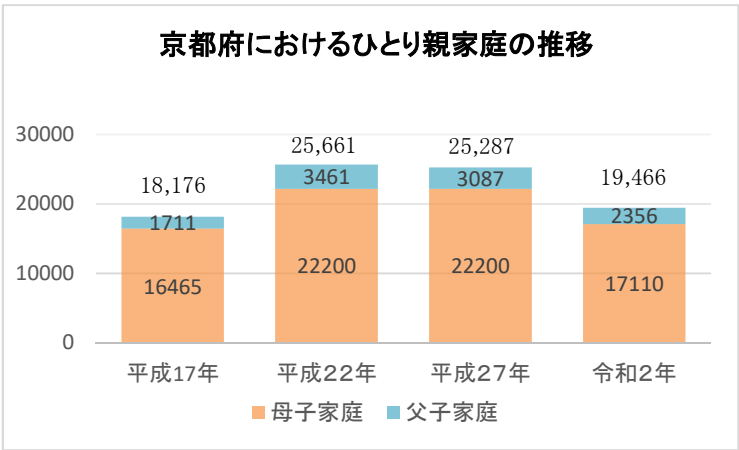
(2) 生活保護世帯・ひとり親家庭の世帯数について

- ・ 生活保護世帯・ひとり親世帯は、平成27年からの5年間で減少傾向

府の生活保護受給者は、令和6年8月時点で5万2,205人、世帯数は4万1,323世帯、保護率は2.07%と、依然として高い水準となっている。また、京都府におけるひとり親家庭は平成27年からの5年間で減少している。



(京都府地域福祉推進課調べ)



(国勢調査)

2 ひとり親家庭の状況

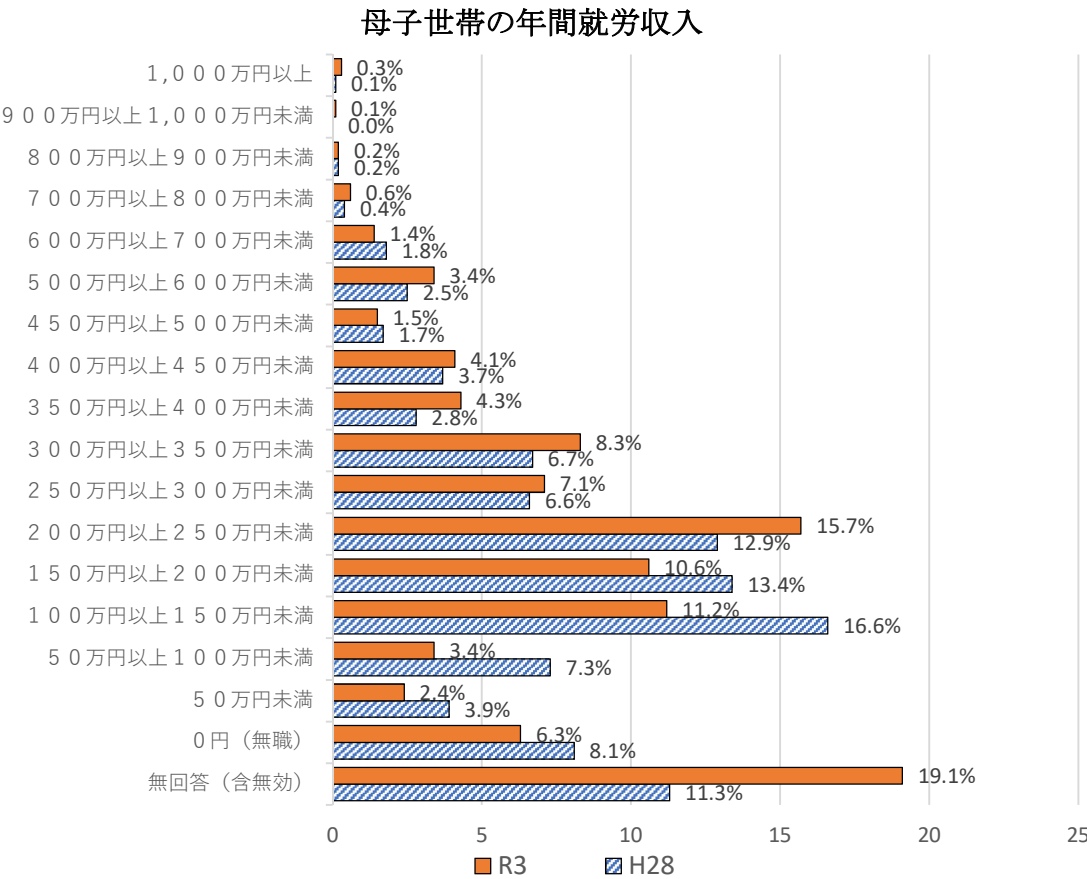
(1) 就労収入

・ 母子家庭の約半数の就労収入が250万円未満

令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査によると、母子家庭の平均年間就労収入は243.2万円と、前回(平成28年度)から34.2万円増加したものの、就労以外の平均収入(手当等)58.2万円と合わせても301.4万円しかなく、また、250万円未満である世帯が49.6%と約半数を占めており、依然として厳しい状況にある。

また、父子家庭の平均就労収入(387.1万円)との差が約143.9万円あり、父子家庭と比べても母子家庭は特に収入が少ない状況にある。

→ 引き続き、就労収入の底上げを図るため、ひとり親家庭自立支援センターを中心に、就労支援を継続して行う必要がある。



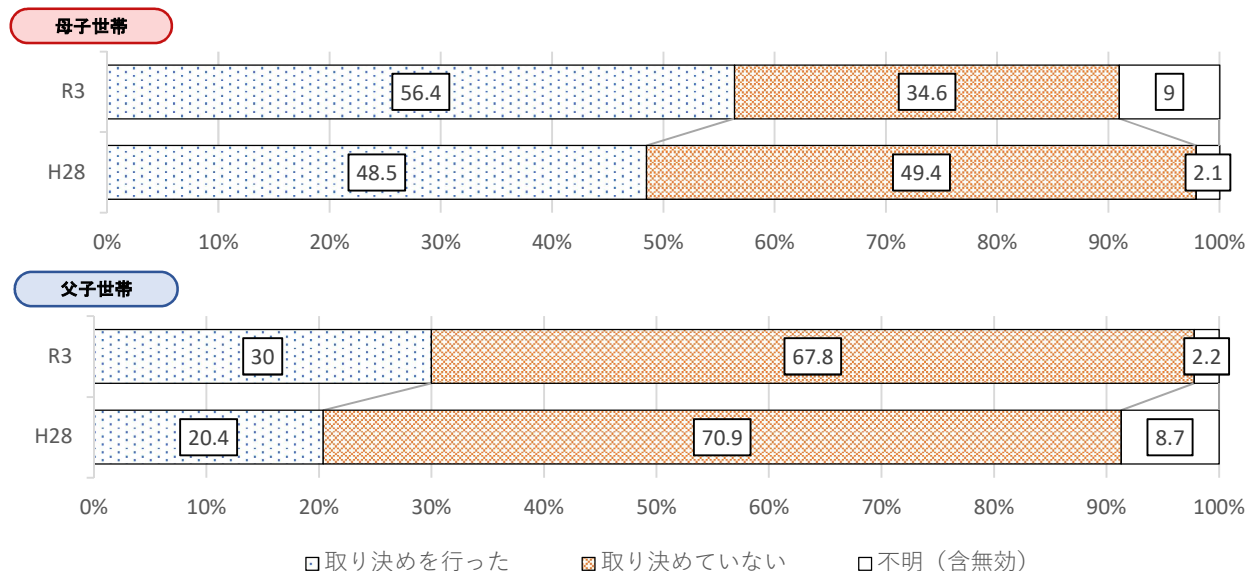
(京都府家庭・青少年支援課調べ)

(2) 養育費

・ 母子・父子ともに取り決めている割合が増加

養育費について、取り決めている割合は、前回調査(平成28年)から、母子で7.9%、父子で9.6%増加している。

→ 取り決めている世帯は増加傾向にあるものの、養育費の確保は子どもにとって不利益が生じないようにするために重要な課題であり、法律相談の実施などを通じて引き続き支援が必要。



(令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査)

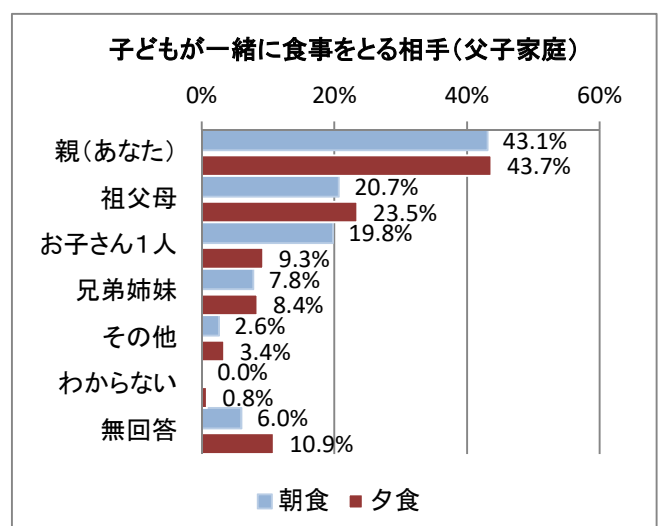
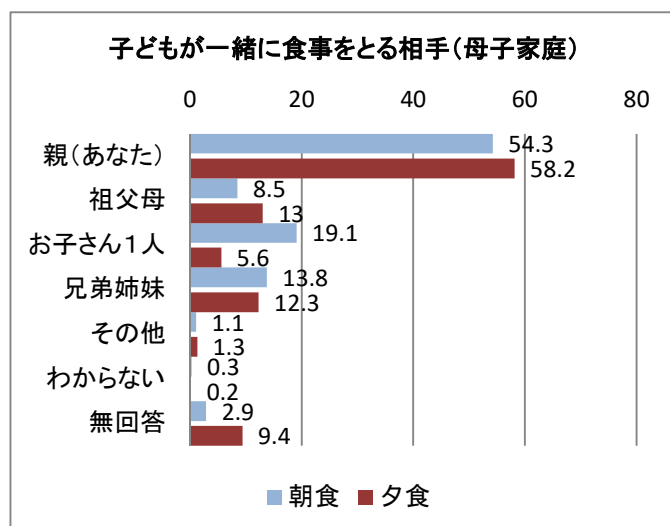
(3) 食事の環境

・ ひとり親家庭の子どもの4人～5人に1人が子どもだけで食事

・ ひとり親家庭の小・中学生の約25人に1人が夕食を1人で摂っている孤食の状態

子どもの食事相手について、ひとり親家庭では子ども1人または兄弟姉妹と回答した割合が朝食で約3割(母子32.9%、父子27.6%)、夕食で2割近く(母子17.9%、父子17.7%)となっており、子どもの4～5人に1人が子どもだけで食事をしている状況で、前回調査(平成28年度)の5人に1人より深刻化している。そのうち末子が小・中学生の家庭で、夕食を子ども1人で食べている割合は母子4.0%、父子4.6%となっており、小・中学生の約25人に1人が夕食を1人で摂っている孤食の状態にあり、こちらも前回調査(平成28年度)の40人に1人よりも深刻化している。

→ 孤食の状態がさらに深刻化している状況であり、きょうとこどもの城づくり事業を中心に、地域で支える仕組みづくりを行っていく必要がある。

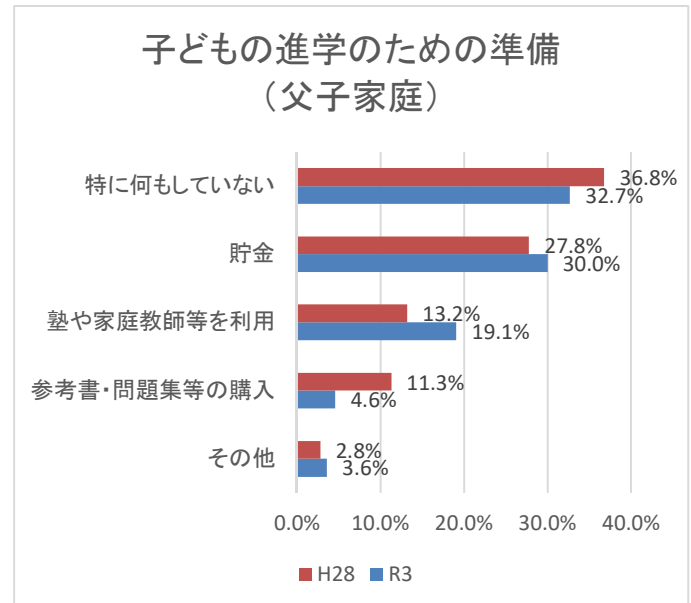
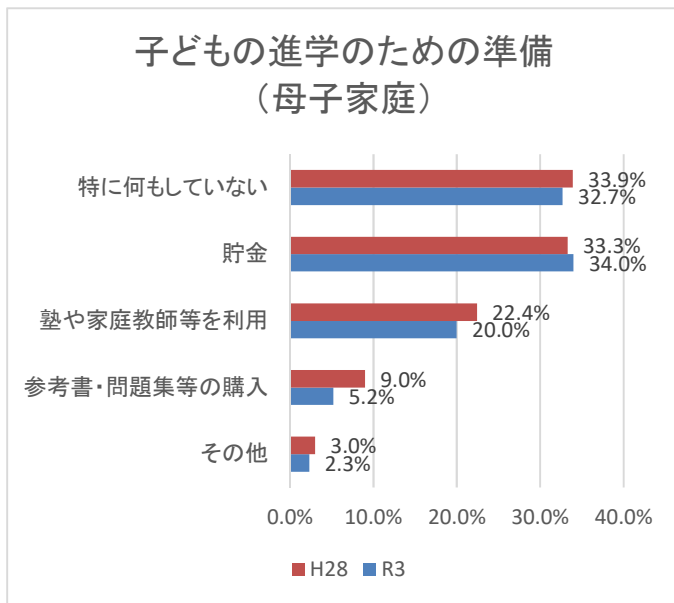


(令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査)

(4) 子どもの進学のための準備

- ・ 主に経済的な理由により、母子・父子家庭の3割以上が子どもの進学のための準備をしていない状況

子どもの進学のための準備について、母子・父子世帯の3割以上(母子32.7%、父子32.7%)が特に何もしていない状況であり、前回調査(平成28年度)からほぼ変化していない。その理由として、大半の世帯が経済的に厳しいためと回答(母子84.6%、父子58.3%)しており、前回結果(母子88.7%、父子70.5%)からやや改善しているものの、大きな変化はない状況。
→ ひとり親家庭の経済的な厳しさが依然として見られることから、修学に係る授業料の支援や給付型の奨学金などの経済的支援を引き続き実施する必要がある。



(令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査)

3 貧困が及ぼす子どもへの影響

(1) 就学前

- ・ 保育所等への入所状況は、前回結果から横ばい

子どもが保育所等に入所できない母子世帯の割合は令和3年度で2.9%となっており、前回調査(平成28年度)から横ばいとなっている。

→ 入所状況については、前回から大きな変化はないが、子育て当事者が子どもを安心して育てることができるよう、引き続き保育環境の整備を推進する必要がある。

【幼稚園・保育所 利用状況】

(単位: %)

	母子家庭		父子家庭	
	令和3年	平成28年	令和3年	平成28年
幼稚園	10.2	8.6	0.0	7.1
保育所	78.4	79.2	80.0	85.8
無認可保育所	1.2	1.0	0.0	0.0
保育所に入所できない	2.9	2.0	0.0	0.0
通園していない	7.3	9.2	20.0	7.1

(京都府家庭・青少年支援課調べ)

(2) 小・中学生

・ 家庭の経済状況が学力に影響

小・中学生を対象にした「全国学力・学習状況調査」の学力テストの結果において、年度によって差の増減はあるものの、全ての教科で経済的に困難な家庭の子どもの正答数が府全体を下回っている傾向は変わっていない。

中学校卒業生徒の主な進路状況についても、経済的に困難な家庭の子どもの全日制高校への進学率が府全体より低い状況は変わっていない。

一方で、経済的に困難な家庭の子どもであっても、生活習慣・学習習慣が身につけていれば正答数が平均を上回る傾向が見られる。

→ 経済的に困難な家庭の学力や進学率が府平均を下回る状況は変わっていないことから、引き続き生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るきめ細かな支援が必要。

(注) 1 府内の公立小中学校には、京都市立学校は含まない。

2 経済的に困難な家庭とは、要保護家庭(生活保護世帯)と準要保護家庭(市町(組合)教育委員会が要保護家庭に準じる程度に経済的理由で就学困難と認めた家庭。)

「全国学力・学習状況調査」における学力テストの状況(令和元年度・5年度の結果)

◇学力テストの平均正答数

○ 小学校6年生

(単位:問)

	国語		算数	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	5.5	7.1	6.7	6.2
準要保護家庭の子ども	7.6	8.1	8.0	8.6
府全体	9.1	9.6	9.5	10.2
【問題数】	14	14	14	16

○ 中学校3年生

(単位:問)

	国語		数学	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	4.1	7.5	5.2	5.6
準要保護家庭の子ども	6.3	9.3	7.7	6.6
府全体	7.3	10.6	9.7	7.7
【問題数】	10	15	16	15

(注) 府内の小中学校から各20校抽出し集計

(京都府教育委員会調べ)

◇府全体の平均正答数を1とした指数による状況の比較

○ 小学校6年生

	国語		算数	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	0.60	0.74	0.71	0.61
準要保護家庭の子ども	0.84	0.84	0.84	0.84
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00

○ 中学校3年生

	国語		数学	
	R元	R5	R元	R5
要保護家庭の子ども	0.56	0.71	0.54	0.73
準要保護家庭の子ども	0.86	0.88	0.79	0.86
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00

(京都府教育委員会調べ)

◇中学校卒業生徒の主な進路状況

(令和元年度中学校3年生及び令和5年度中学校3年生)

(単位:%)

		京都府		要保護家庭 の子ども		準要保護家庭 の子ども	
		R元	R5	R元	R5	R元	R5
高等学校等へ進学した者		99.1	99.0	92.4	94.2	98.2	98.4
高校	全 日 制	92.1	90.4	69.0	68.6	87.3	83.7
	定 時 制	1.5	1.6	4.8	7.0	2.6	3.4
	通 信 制	3.1	5.3	11.0	12.8	5.2	9.4
特別支援学校高等部		1.3	0.9	7.6	5.8	2.7	1.8
高 等 専 門 学 校		1.1	0.8	0.0	0.0	0.4	0.1

(注) 府内の全公立中学校(京都市立を除く) 悉皆調査

「高等学校等へ進学した者」とは、高等学校(全課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校へ進学した者

(京都府教育委員会調べ)

(3) 高校生

・ 家庭の経済状況が高校等での中退率と大学等進学率に影響

経済的に困難な家庭の高校生等の状況を見てみると、府全体と比べて中退率が高く、大学等進学率にも大きな差が見られる。この要因の一つとして、中学校卒業時において、学力や基本的な生活習慣の定着に課題があることなどが考えられる。

→ 経済的に困難な家庭の進学率は依然として厳しい状況であることから、引き続き、きめ細かな学習支援により高校等中退を防止し、希望進路の実現と社会的自立につなげる取組が必要。

(注) 経済的に困難な家庭とは、生活保護世帯を示す。

◇令和4年度高等学校等生徒状況一覧

(単位:%)

	生活保護世帯	【参考】 京都府内高等学校
高等学校等中退率	1.5 (※1)	1.3 (※3)
大学等進学率	54.4 (※2)	84.7 (※4)

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)及び高等専門学校

2 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者のうち、その年度の翌年度に大学、短期大学、専修学校又は各種学校に進学した者の割合

3 令和4年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省) 国公立高等学校(全日制・定時制・通信制)

4 令和5年度学校基本調査(文部科学省) 国公立高等学校(全日制・定時制・通信制)を卒業した者のうち、その年度の翌年度に大学、短期大学、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科又は専修学校専門課程に進学した者の割合

4 多様な困難を抱える者

① 虐待

・虐待通告件数は近年増加傾向

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、将来的な貧困にもつながる可能性がある。近年の虐待通告件数は増加傾向にある。

→ 通告件数は増加傾向にあることから、虐待の未然防止から再発防止に至るまで、総合的に取組を進める必要がある。

京都府児童相談所における児童虐待通告等

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数(件)	2,547	2,448	2,576	2,721	2,673
前年度比	121.1%	96.1%	105.2%	105.6%	98.2%

※児童相談所が虐待通告を受け付けた件数

② 社会的養護

・児童養護施設の子どもの大学進学率は低い状況

社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえると、将来的な貧困にもつながる可能性がある。

京都府の児童養護施設の子どもの大学等進学率は、40%と厳しい状況となっている。

→ 社会的養護経験者が将来的に困難に陥ることがないように、相談支援や自立に向けた支援を進める必要がある。

児童養護施設の子どもの進学率

	京都府	全国
中学校卒業後	100%	97.7%
高校等卒業後	40%	38.6%

※こども家庭庁「児童養護施設等入所状況調査」(令和4年5月1日時点)

③ ヤングケアラー

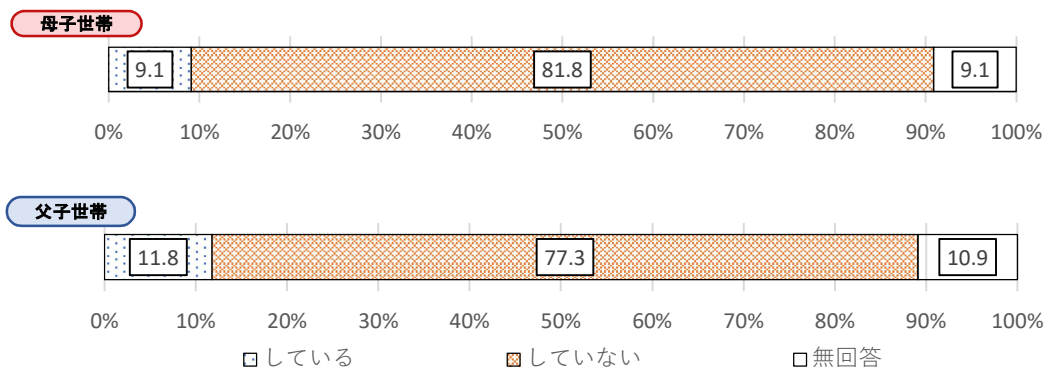
・家族のお世話をするヤングケアラーと考えられる子どもが一定数存在

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーは、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出るなど、個人の権利に重大な侵害が生じる可能性があり、将来的な貧困にもつながる可能性がある。

府のひとり親家庭を対象にした実態調査では、約1割(母子9.1%、父子11.8%)の子どもが日常的に家族の世話をしており、国調査の中高生全体(4~6%)と比べ高い傾向となっている。

→ 家族のケアを行っている子どもが一定数いることを踏まえて、京都府ヤングケアラー総合支援センターを中心に相談支援などを通じて、早期発見・早期支援につなげる必要がある。

ひとり親家庭のこどもが家族の世話をしている割合



(京都府家庭・青少年支援課調べ)

Ⅳ 重点施策

京都府においては、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージを通した子どもへの支援」、「ライフステージ別の子どもへの支援」、「子育て当事者への支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として京都府独自の施策を含め、総合的・効果的に推進していきます。

1 連携推進体制の構築

【施策の方向性】

- ・ 学校を起点として、行政、教育機関、地域のNPO、民生・児童委員等関係団体が一丸となり、それぞれの役割において経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組めます。
- ・ だれ一人取り残されることなく、全ての子どもに支援が届くよう、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、オール京都体制で取組を進めます。

【具体的な取組】

(1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化（学校プラットフォーム）

- 学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
 - ・ 「まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）」を学校組織に適切に位置付け、教職員と協働することで、困難な状況にある子どもを早期に把握するとともに、学校と福祉関係機関や地域の支援団体等との連携を推進し、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。
- 人材育成の推進
 - ・ まなび・生活アドバイザーがスクールソーシャルワークの視点で支援を行う際の対応力向上のための研修を充実させるとともに、スーパーバイザーによる指導を行い、資質の向上を図ります。
 - ・ あわせて、支援を必要とする児童生徒へ早期に対応するため、教職員に対する研修体制の推進を図ります。
- 学校と地域による総合支援
 - ・ 小中学校に配置・派遣するまなび・生活アドバイザーと福祉関係機関が核となり、地域のNPOや自治会、民生・児童委員等の関係団体により、子どもの学習・生活に関わる様々な環境を改善するためのネットワークを構築します。

(2) 関係機関・団体の連携推進

○ 市町村における子どもの貧困対策窓口構築の推進

- ・ 支援を要する子どもや家庭からの子どもの貧困に関する包括的な相談窓口の構築を推進するため、市町村の子どもの貧困対策推進計画の策定支援を通じた体制確保や、子育てに困難を抱える家庭も含めて支援を行うことも家庭センターの設置推進など、市町村における支援体制整備が進むよう努めます。

○ 地域ネットワークの強化

- ・ 保健所・市町村・教育機関・NPO等の連携をより強化するため、福祉圏域におけるネットワークの強化を図り、子どもの貧困に係る情報共有等を促進し迅速に課題解決を図ります。

また、それぞれの機関において、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会等と情報共有が可能となる仕組みを検討します。

○ きょうとこどもの城づくり事業の推進

- ・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を図り、福祉施策への入り口となるこどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行い、府内全域で身近な地域における貧困対策が展開されるよう推進します。

また、こどもの居場所や子ども食堂などが、学校の長期休業中も含めて子どもたちへの食事提供の役割も担うなど、子どもが健やかに成長できるよう取組を進めます。

- ・ 食材の安定供給のための「きょうとフードセンター」の機能強化や人材確保の支援などを通じて、NPO等の団体が持続的な取組を進められるよう推進します。
- ・ こどもの城づくり事業において、地域の実情に応じた貧困対策を展開するため、地域の拠点となるNPO等が、地域のこどもの居場所や子ども食堂の開設・運営に係る支援やネットワーク構築等を行うことができるよう、保健所や市町村、教育機関が支え手の役割を果たしながら、取組を進めます。
- ・ 子どもたちや支援者同士の交流について促進するために、こどもの居場所実施団体同士の意見交換等を通じて、好事例の共有を図り、子どもたちや支援者同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。

○ 市町村支援の充実

- ・ 子どもの貧困対策に取り組む市町村に対して、計画策定及び支援施策の推進に向けた助言及び支援の充実を図ります。

○ 連携支援

- ・ 保育・幼児教育の質の向上を図るため、府内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの機能を充実させるとともに、公私立幼稚園・保育所・認定こども園を通じた協働ネットワークの構築を推進します。

- ・ 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。

2 ライフステージを通じた子どもへの支援

年代にかかわらず多様な課題を抱えた子ども・若者に対して一体的に支援を行うため、ライフステージを通じた施策を推進します。

【施策の方向性】

- ・ 課題を抱える子ども・若者に対し、教育と福祉の連携のもと、専門人材の配置や相談窓口の設置等を通じて、相談から適切な支援につなげるための仕組みを構築します。
- ・ 支援を要する個別課題を抱える子ども・若者に対し、関係機関が連携して早期発見・早期支援に取り組むとともに、社会への適応を支援します。

【具体的な取組】

(1) 適切な支援につなげるための体制整備

- まなび・生活アドバイザー等学校における人材の充実
 - ・ 多様な課題を抱える児童生徒や家庭にきめ細かな支援ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。
 - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度につなげていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し、福祉事務所や児童相談所等と連携して子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。
- 支援を必要とする子ども・若者への相談支援体制の充実
 - ・ 学校不適応や不登校など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援相談センターの運営支援を通じて、修学継続のための環境を整えます。
 - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てや子どもとの関わり方などの家庭教育に関することに不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して、適切な支援が行われるよう各種相談窓口の設置や学校への支援体制を充実します。
 - ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにもアクセスが可能な個別の課題に応じた福祉分野の相談窓口を設置し、支援につながる仕組みづくりを進めます。

- ・ 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあり、既存制度では解決困難な課題に対応するため、市町村における相談者や内容の属性にかかわらず、包括的に支援する体制の構築を促進します。

○ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化

- ・ 各種支援制度について、中高生にもわかりやすく広報を行うとともに、児童生徒が進路等を検討する際に案内するなど周知に努め、教育と福祉が連携したきめ細かな支援に努めます。

(2) 子どもの貧困に対する理解促進

○ 社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進

- ・ 家庭や地域の絆、子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発することにより、子育てや家庭生活が尊重され、社会全体で子育てを支援する風土づくりを推進します。

○ 子どもの貧困問題と、その背景にある課題への理解促進

- ・ 子どもの貧困問題に関して、その背景にある社会的要因を含め、課題に対する理解を深めるための研修や学習を実施し、地域や社会全体で課題を解決する意識の醸成を図ります。

(3) 個別の課題に対する支援

○ 虐待防止への支援

- ・ 急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に至るまで、一貫した施策を総合的に推進します。

○ 社会的養護を必要とする子ども・若者への支援

- ・ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。
- ・ 社会生活や進学等に不安や孤立感を抱える児童養護施設退所児童等に対し、退所前から施設と連携しながら相談・支援を行うとともに、関係団体等と連携し、気軽に相談できる居場所を設置するほか、生活資金や家賃等の貸付けの活用など、自立した社会生活に向けて支援します。

○ ヤングケアラーへの支援

- ・ 学校と連携した広報啓発による認知度向上の取組をはじめ、市町村と協働したヤングケアラーの実態調査の実施や、京都府ヤングケアラー総合支援センターを中心に、相談支援や、関係機関向けの研修、市町村の支援体制整備の支援を行うとともに、当事者同士のピアサポートを推進します。

○ ひきこもりの子ども・若者への支援

- ・ ひきこもりの早期把握、相談支援、社会適応訓練等を実施し、ひきこもりの子ども・若者の社会適応から自立までを一体的に支援します。

○ 多様な困難を抱える子ども・若者への支援

- ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止・再犯防止を図ります。
- ・ 外国につながりを持つ子どもや精神疾患を抱える子どもなど様々な状況にある子どもが、将来貧困につながることをないよう、総合的に取組を推進します。

3 ライフステージ別の子どもへの支援

子どもの成長段階や学力に応じた適切な支援を行うため、ライフステージに応じた施策を推進します。

就学前

【施策の方向性】

- ・ 市町村と連携して、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施し、経済的に困難な家庭の早期把握に努めます。
- ・ 就学前の早い時期での支援につなげるために、保育士や幼稚園教諭等に係る人材確保と質の向上を図ります。

【具体的な取組】

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

○ 市町村の母子保健・福祉施策との連携

- ・ 妊娠から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるとともに、家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、市町村のこども家庭センターの設置・運営の支援を行うとともに、妊娠期からの伴走型相談支援や乳幼児健康診査等を通じ、困窮世帯やハイリスク家庭の早期発見と福祉への連携体制を構築します。

○ 妊娠から子育てまでの包括支援

- ・ 乳児のいる全ての家庭へ訪問（乳児家庭全戸訪問）し、早期に養育環境の把握に努めるとともに、養育支援が必要な場合には、保健師等による家庭訪問、養育等に関する指導・助言など、市町村の取組を支援します。

- ・ 健診未受診等で所在が確認できない児童等については、早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行えるよう必要な支援を行います。
- ・ 市町村こども家庭センターにおいて、支援を必要とする家庭にきめ細かな支援を提供できるよう、助産師等による専門的支援や子育て経験者等による家事や育児の支援等の子育て支援事業の従事者を対象とした資質向上・養成研修を実施します。
- ・ 若年妊婦、予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など継続支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関との連携・情報共有システムの更なる充実・強化を図るとともに、きょうと子育てピアサポートセンター、市町村、NPOが連携し相談体制の充実を図ります。

(2) 保育・幼児教育の充実

- 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
 - ・ 幼児教育アドバイザーの配置等により、保育・幼児教育の質の向上を図るとともに、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携を強化します。
- 保育所・認定こども園・幼稚園等の受け皿の整備
 - ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を計画的に進めるとともに、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保を図ります。
- 保育人材等の確保・質の向上
 - ・ 全ての子どもが、質の高い保育・幼児教育を受けられるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対し研修を行うなど、更なる資質の向上を図ります。
 - ・ 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や府内の保育所等の魅力を伝える取組強化や、教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
 - ・ 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等による保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。
- 子育て環境の整備
 - ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、保育所等の整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組めます。
 - ・ こども家庭センター等と連携して家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を早期に把握し、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目のない支援を行います。

小・中学生期

【施策の方向性】

- ・小学生に対しては、早い段階から生活習慣の確立と学習習慣の定着を行い、中学生に対しては、高校進学に向けての学習支援を中心に取組めます。
- ・不登校やひきこもり等の支援が届きにくい子どもたちや保護者に対する支援に取組めます。
- ・こどもの居場所などNPO等の地域団体と連携して、身近な場所できめ細かな学習支援や生活支援等に取り組む、子どもたちが社会で生きる力を身につけられるよう学校教育に限らない多様な教育の機会や体験の場を確保できるよう推進します。

【具体的な取組】

(1) 学校における学習・個別支援の充実

○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 小学校入学時の子どもの生活状況等を把握し、一人ひとりに応じた指導・支援を継続的に実施します。
- ・ 小学校段階におけるつまずきをなくすため、放課後等に学習する機会を設けるなど、きめ細かな学習支援を実施します。
- ・ 児童生徒一人ひとりの伸びと変容を把握し、個々の児童生徒に最適な指導・支援をすることで、児童生徒一人ひとりの学ぶ意欲や可能性を最大限に引き出す取組を推進します。
- ・ あこがれのスポーツ選手などと対面したり、素晴らしい音楽や演劇等に触れたりするなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を推進します。
- ・ 子どもたちが、農作業や調理等の体験をすることで、食に関心を持ち、食とふれあい、食べ物への感謝の心を育む実践型の食育に取り組めます。
- ・ 中学校入学後の早い時期からの実施を含めて、基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた補充学習の実施など、子どもの学力の更なる向上を図る取組を推進します。
- ・ 中学校卒業までを見通して全ての子どもの主体性を育むため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に取り組めます。
- ・ 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。

○ 不登校児童生徒への支援の充実

- ・ 不登校児童生徒への支援を充実するため、市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）に専門職員を配置する等、機能充実を図るとともに、デジタルツールなどを活用して児童生徒の心身の変化を早期に把握し、早期支援につなげられるよう取り組みます。
- ・ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、脱ひきこもり支援センター（早期支援特別班）が学校や市町（組合）教育委員会と連携し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。
- ・ 不登校傾向のある児童生徒に対し、学校内での居場所づくりや小中学校での切れ目のない支援体制の構築を推進します。
- ・ 不登校等教室に入りにくい児童生徒に対し、ＩＣＴを活用した学習機会の保障に取り組みます。

(2) 地域における支援の充実

○ 地域で子どもを支える支援体制の充実

- ・ 子ども・若者の健やかな成長につながる体験活動について、地域団体等とも連携し、機会の充実を図ります。
- ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やＮＰＯ等と連携し、放課後児童クラブの整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。
- ・ ＮＰＯや自治会等と連携を図り、様々な課題を抱える子どもが、平日の放課後等に身近な集会所等において学習できる環境づくりを推進します。
- ・ ＮＰＯ等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ食育の機会の充実を図ります。
- ・ 府の支援を受けてこどもの居場所づくり、子ども食堂等を行う団体に図書の出借を行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組を推進します。
- ・ 不登校の子どもに対し、フリースクール等関係機関と連携して学習支援や読書支援を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- ・ 不登校傾向にある子どもに対し、関係機関と連携して野外活動等様々な体験の場を提供します。
- ・ 社会福祉法人が実施する地域の子どもたちに対する地域貢献活動等を支援することで、地域共生社会の実現を目指します。

○ きょうとこどもの城づくり事業の推進

- ・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を図り、福祉施策への入り口となるこどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行い、府内全域で身近な地域における貧困対策が展開されるよう推進します。

また、こどもの居場所や子ども食堂などが、学校の長期休業中も含めて子どもたちへの食事提供の役割も担うなど、子どもが健やかに成長できるよう取組を進めます。

- ・ 食材の安定供給のための「きょうとフードセンター」の機能強化や人材確保の支援などを通じて、NPO等の団体が持続的な取組を進められるよう推進します。
- ・ こどもの居場所等を通じて、子どもたち同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。

高校生期以降

【施策の方向性】

- ・ 中途退学の防止、希望進路の実現のために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな学習支援と学習環境の整備、キャリア教育に取り組めます。
- ・ 大学・企業や就労支援関係機関と連携し、若者の就職・定着支援や社会的自立に向けた相談体制の構築、就労支援に取り組めます。

【具体的な取組】

(1) 学校における学習支援や学習環境の充実

○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 学習等に課題を抱える生徒が将来に夢や希望を持てるように、自律的な学習を支援するとともに、基礎学力補習や進路補習の取組を行うことにより学力向上を図ります。
- ・ 勤労青少年の高等学校への就学の機会を保障するとともに、働きながら学ぶ生徒の健康の保持増進を図るため、夜間学校給食を推進します。
- ・ 義務教育段階の学び直しが必要な生徒に対して、退職教職員等が学習をサポートし、修学を継続するための支援を行います。
- ・ 教育の機会均等を図るため、高校等中途退学者の学び直しに係る授業料を支援します。
- ・ 不登校経験がある生徒や特別な支援を要する生徒など、多様な学習ニーズに対応するとともに、様々な将来の進路選択等に応えていくため、京都フレックス学園構想に基づく昼間定時制高校や全日制課程における柔軟な教育システムの充実に取り組めます。

- ・ 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。

○ 不登校生徒への支援の充実

- ・ ひきこもりがちな不登校生徒に対して、脱ひきこもり支援センター（早期支援特別班）が学校等と連携し、不登校生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。
- ・ 不登校等教室に入りにくい生徒に対し、ＩＣＴを活用した学習機会の保障に取り組みます。

(2) 若者への進路・就労支援の充実

○ キャリア教育の推進

- ・ 生徒が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポートなどを活用して進路意識の醸成を図るとともに、地域と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進めるなど、個々の状況に応じた支援を行います。
- ・ 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。（再掲）

○ 就職支援員の配置

- ・ 高校に就職支援教員を配置し、就職希望生徒に対する就職相談や求人事業の開拓等を行い、就職を支援します。

○ 特別支援学校の生徒への支援

- ・ 特別支援学校の生徒を対象に、職種別技能を客観的に評価する京しごと技能検定の実施等、関係機関と連携して多様な分野での職業的自立と就労意欲の向上を目指します。

○ 若者の自立に向けた伴走支援

- ・ 自立就労サポートセンターを通じた定時制・通信制高校生や高校中退者の就労支援を進めます。

○ 若年者等の円滑な就業とスキルアップを一貫支援する取組

- ・ 不本意ながら非正規雇用で就労している若年者等に対し、需要過多にある専門性の高い職種へのキャリアチェンジをサポートするため、専門訓練受講予定の段階で、専門人材を求める企業とマッチングし、就職してから訓練受講する支援プログラムにより、安定雇用化を促進します。

- 若者に対する就職・定着支援の推進
 - ・ 若者がその希望と能力に応じた職業に就くことを促進するため、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、若者の就職・定着支援をオール京都で実施します。
- 就労・奨学金返済一体型支援事業の推進
 - ・ 「就労・奨学金返済一体型支援事業」の推進により、奨学金返済支援制度に取り組む中小企業等を支援し、奨学金の返還を行う若者が安心して働ける企業を増やします。

4 子育て当事者への支援

【施策の方向性】

- ・ 貧困の連鎖を解消するために、家計を支える親の就労支援や子どもに対する就・修学に必要な経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組を行い、子育て当事者家庭の生活基盤が安定するまで継続して支援します。

【具体的な取組】

(1) ひとり親家庭等への就業支援

- ひとり親家庭の親や子の安定した就労に結びつけるために、就職に有利な資格取得支援などの取組を進めます。
- ひとり親の自立及び福祉の向上を図るため、ひとり親家庭自立支援センターにおいて京都ジョブパーク等と連携した就労支援を行います。

(2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

- 高等教育無償化や給付型奨学金制度を活用した支援
 - ・ 高等教育の無償化制度や給付型奨学金制度を活用し、困難な状況にある家庭の子どもたちが安心して進学し、夢を実現できるよう支援を行います。
- 子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等への支援の充実
 - ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、市町村が実施する3人目以降の0から2歳児の保育料免除事業及び保育所や認定こども園に通う3から5歳児の副食費支援事業を実施します。
 - ・ 安心して小児医療を受診できる体制を図るため、自己負担上限額の引き下げを実施した子育て支援医療助成制度を、安定的に維持していけるよう取組みます。

- 全ての子どもが安心して高校等での教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学のための給付金の充実を図るとともに、高等学校修学資金貸与や通学費補助制度等、経済的に困難な家庭への支援の充実を図ります。
- 私立の高校生が安心して勉強に打ち込めるよう、全国トップレベルの「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」を充実します。
- 経済的理由によって就・修学ができない状況が生じないよう、子どものライフステージに応じた援護制度をまとめた冊子を作成するなど、その制度の周知を図ります。

(3) 生活基盤の安定のための支援

- ひとり親家庭に対する経済的支援及び総合的な取組の推進
 - 貧困の連鎖を断ち切るため、所得の低いひとり親家庭に対して、児童扶養手当や福祉資金貸付金、給付型の奨学金等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や就業支援など総合的な取組を推進します。
- 養育費確保の支援
 - ひとり親家庭自立支援センターでの弁護士による無料の法律相談や市町村向けの養育費研修などの取組を通じて、養育費確保のための支援を推進します。
- ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援
 - ひとり親家庭等の子どもが親の就労環境により生活の質の低下につながらないように、市町村やひとり親家庭自立支援センター、地域団体等を通じて支援を図ります。
- 生活保護受給世帯に対する自立支援の推進
 - 生活保護を受給されている方には、就労活動促進費、就労自立給付金等も活用しながら、一人ひとりに応じた就労支援を行い、着実に自立できるよう積極的な支援を行うとともに、生活に困窮されている方には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等により自立支援の取組を進めます。
- 住宅確保の支援
 - 生活困窮家庭やひとり親家庭に対して、住宅資金の貸付や給付等を行うことにより、生活の基盤構築の支援を行います。

(4) 社会的孤立を防ぐ取組の推進

- 親同士の交流や精神的負担軽減への支援
 - 課題を抱える家庭の社会的孤立を防ぐため、親同士の情報交換や交流を図る取組の支援を行います。

- ・ こどもの居場所や子ども食堂において、参加する家庭同士の交流や親への学び直しの支援などを行います。
 - ・ ひとり親家庭等の精神面での負担軽減を図るため、ひとり親家庭自立支援センターにおいて心理士による相談や離婚前後の相談支援を行います。
- 京都府ひとり親家庭「支援推進月間」の推進
- ・ ひとり親家庭に対する支援施策の周知を図り、必要な支援につなぐとともに、ひとり親家庭の親や子が社会で孤立することのないよう、社会全体で見守り支える機運の醸成を図ります。

5 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

【施策の方向性】

- ・ 貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもが置かれている貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究に取り組めます。

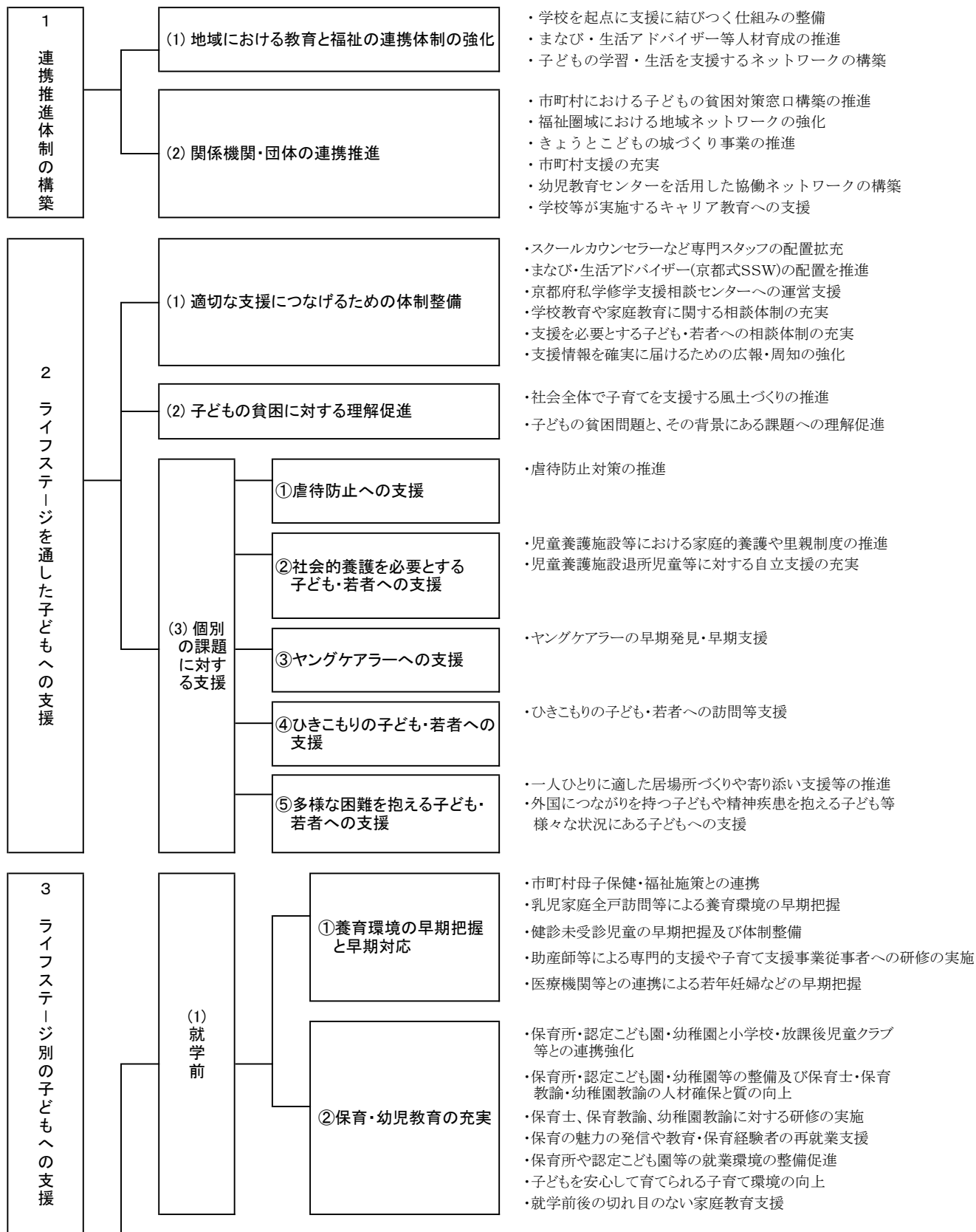
【具体的な取組】

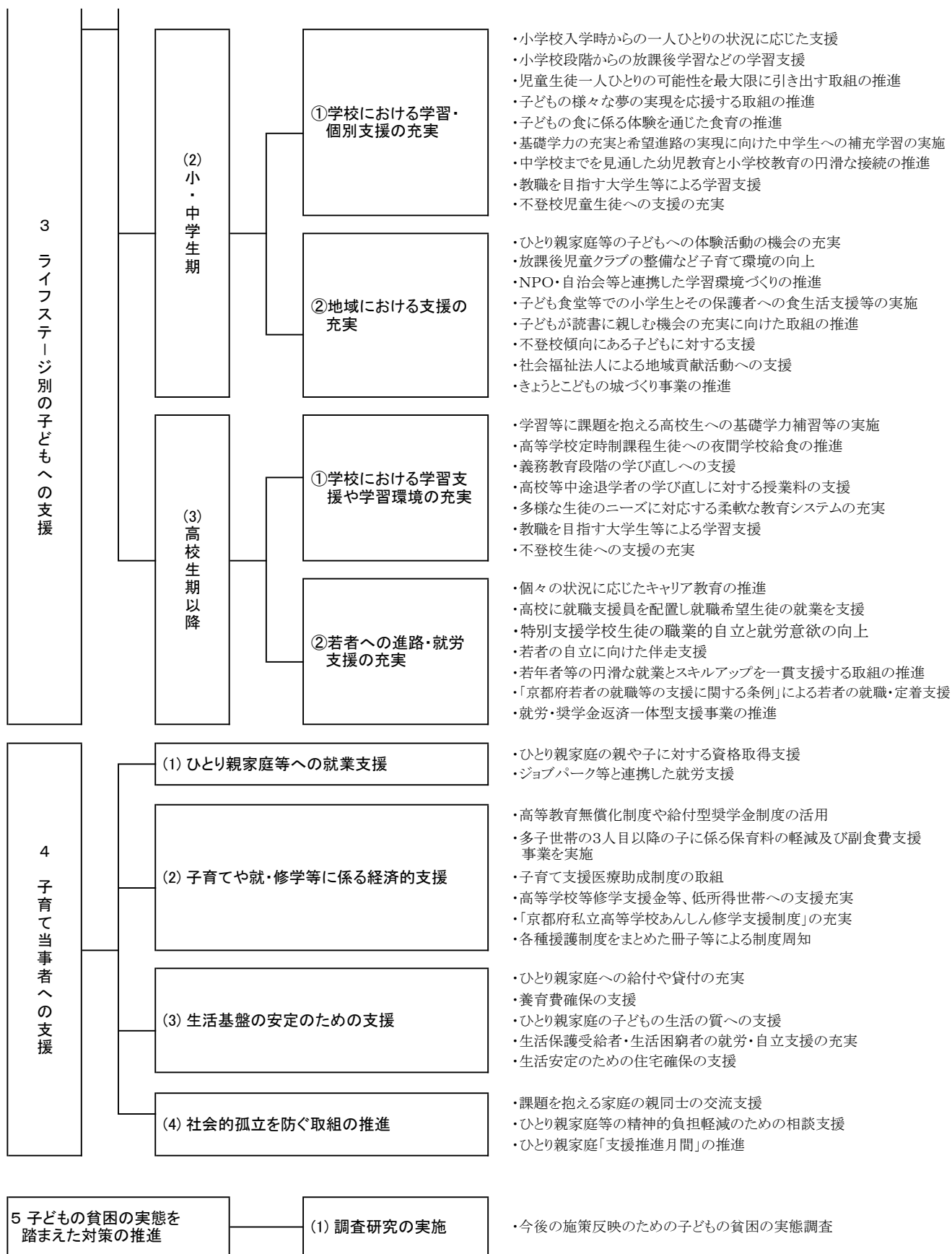
(1) 調査研究の実施

- 施策を適切に推進するためには、子どもが置かれている貧困の実状（生活や学力等）を適切に把握する必要があることから、実態把握の調査研究に取り組み、その分析を行った上で対策に活かします。

V 重点施策体系

◆重点施策の体系図 第3次計画（令和7年度～令和11年度）





Ⅵ 参考資料：用語解説

頁	用 語	解 説
2 4	相対的貧困率	可処分所得(直接税・社会保険料・資産・現物給付を除いた収入)を低い順に並べた場合の中央値(真ん中の順位の人の所得)を算出する。その中央値の50%を貧困線とし、所得額がこれを下回る世帯の割合
10 14	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者
11 13	まなび・生活アドバイザー	学校等に配置され、福祉関係機関等とのネットワークを構築することで児童生徒の環境を改善し、社会的自立につなげる者
12 16 17	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に一体的な相談支援を行う機関
12 19	きょうとフードセンター	食材提供団体等が社会福祉施設や流通業者等と連携し、子ども食堂や子どもの居場所等へ食材を届ける仕組みを構築し、ボランティアの養成等、子ども食堂等への人材の供給・育成を行う拠点
13 19 20	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
14	里親制度	親の病気や虐待等、様々な事情により、養育が困難となった児童を受け入れ、家庭的な環境の下での養育を提供する制度
16	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境の把握等を行う市町村事業
16	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育・保育施設への巡回・助言や研修等を行う者
18	教育支援センター	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む）を行う施設（府内18市町が設置）
18 20	脱ひきこもり支援センター	ひきこもりの実態把握から社会適応、自立までを一体的に支援するための拠点として、平成29年4月に家庭支援総合センター内に設置し、福知山総合庁舎内にサテライトを設置
18	フリースクール	一般にNPO等の民間団体が運営し、不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している施設。京都府は府内6施設を府認定フリースクールとして連携協力
19	京都フレックス学園構想	多様な生徒の学習ニーズに対応するため、柔軟な教育システムや社会的自立を支援する教育を柱とした構想
20	自立就労サポートセンター	長期間離職されている方や、様々な理由等によりただちに就労することが困難な方を対象とした自立就労支援拠点。本人の状態に応じて相談から就職・定着までの包括的な支援、中間的就労や就労体験の受入先企業の開拓、福祉事務所等と連携した自立のための支援等を実施
21	就労・奨学金返済一体型支援事業	京都府内の中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援する事業
21	京都ジョブパーク	正規雇用の拡大をはかるため、若年者をはじめ、中高年齢者や女性、障害のある方等幅広い府民を対象に、ハローワークと一体になって、相談から人材育成、就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する就業支援施設。
21	京都府私立高等学校あんしん修学支援制度	家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減する事業
22	福祉資金貸付金	ひとり親家庭の親の経済的自立と児童福祉の増進を目的とした修学資金・就学支度資金等の貸付制度
22	就労活動促進費	生活保護受給者のうち、早期に就労による保護脱却が可能と生活保護実施機関が判断する者で、活動要件を満たす者に対して月額5,000円を原則6か月以内の期間において支給するもの
22	就労自立給付金	生活保護受給者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して給付金を支給するもの

子どもの貧困に関する指標比較表

() は前回調査での数値

No.	新指標	京都府数値	全国数値	国数値の根拠
1	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	89.1% (94.5%)	92.5% (93.7%)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業者数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学者数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
2	生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	1.5% 6.3%)	3.7% (4.1%)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
3	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	54.4% (44.1%)	42.9% (36.0%)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業者数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校への進学者数 R5.4.1現在（前回H30.4.1）
4	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	100% (100%)	97.7% (95.8%)	こども家庭庁子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数 R4.5.1現在（前回H30.5.1）
5	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	40% (63%)	38.6% (30.8%)	こども家庭庁子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学者数 R4.5.1現在（前回H30.5.1）
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	母子 88.6% (87.8%) 父子 80.0% (92.9%)	母子 79.1% 父子 82.3% (81.7%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
7	ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	—	母子 94.5% 父子 96.2% (95.9%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数分子：高等学校、高等専門学校在籍者数 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
8	ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	—	母子 66.5% 父子 57.9% (58.5%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（前回平成28年度調査） 分母：母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数 ※平成28年度全国ひとり親世帯等調査の数値は母子父子世帯別はなし。
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (1.4%)	1.5% (1.4%)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母：高等学校在籍者数 分子：高等学校中退者数 令和5年度調査（平成30年度調査）
10	小・中学校における不登校児童生徒数	6,210人	346,482人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 令和5年度調査
11	高校における不登校生徒数	1,095人	68,770人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 令和5年度調査
12	就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	88.0% (62.5%)	83.2% (65.6%)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）
13	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	95.8% (48.0%)	85.8% (47.2%)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「令和5年度入学者に実施済み」と回答した市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）

14	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	96.0% (52.0%)	86.6% (56.8%)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「令和5年度入学者に実施済み」と回答した市町村数 令和5年度調査（平成30年度調査）
15	滞納経験（電気・ガス・水道） ひとり親世帯	—	電気 6.9% (14.8%) ガス 6.4% (17.2%) 水道 8.4% (13.8%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：ひとり親世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数
16	滞納経験（電気・ガス・水道） 子どものいる全世帯	—	電気 2.2% (5.3%) ガス 1.9% (6.2%) 水道 2.2% (5.3%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：子どもがいる世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数
17	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	—	食品 20.8% (34.9%) 衣服 18.8% (39.7%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：ひとり親世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
18	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（子どものいる全世帯）	—	食品 12.0% (16.9%) 衣服 13.7% (20.9%)	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計）（前回平成29年調査） 分母：子どもがいる世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
19	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	—	相談 8.9% お金援助 25.9%	平成29年生活と支えあいに関する調査（特別集計） 分母：個人票の有効回答者のうち、子どもがいる世帯に属する個人の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数
20	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1～3十分位）	—	相談 7.2% お金援助 20.4%	注）等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯人員数を勘案した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。 なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。
21	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	78.7% (89.3%)	83.0% (80.8%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数
22	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	84.4% (92.9%)	87.8% (88.1%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数
23	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	46.4% (39.6%)	50.7% (44.4%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数
24	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	68.0% (60.5%)	71.4% (69.4%)	令和2年国勢調査（前回平成27年国勢調査） 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数
25	子どもの貧困率（国民生活基礎調査）	—	11.5% (14.0%)	令和3年国民生活基礎調査（前回平成30年調査） 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数

26	子どもの貧困率（全国消費実態調査）	—	10.3% (7.9%)	令和元年度全国家計構造調査（前回平成26年全国消費実態調査） 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数
27	子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率（国民生活基礎調査）	—	44.5% (48.3%)	令和3年国民生活基礎調査（前回平成30年調査） 分母：子ども（17歳以下）のいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない子どものいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
28	子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率（全国消費実態調査）	—	53.3% (47.7%)	令和元年度全国家計構造調査（前回平成26年全国消費実態調査） 分母：大人（18歳以上）一人と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数
29	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	56.4% (48.5%)	46.8% (42.9%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年調査） 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
30	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	30.0% (20.4%)	28.2% (20.8%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年調査） 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
31	ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（母子世帯）	33.2% (27.2%)	28.1% (24.3%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年調査） 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費を現在も受け取っている母子世帯の親の数
32	ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（父子世帯）	13.3% (11.1%)	8.8% (3.2%)	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（前回平成28年度調査） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査（前回平成28年調査） 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費を現在も受け取っている父子世帯の親の数
33	児童相談所における児童虐待相談対応件数	—	207,660件	国：厚生労働省「福祉行政報告例」（令和3年度） 府：児童相談所が虐待通告を受け付けた件数（令和3年度）
34	「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	—	① 1.8% ② 2.3% ③ 4.6% ④ 7.2% ⑤ 2.9%	国：厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」 ①中学2年生 ②全日制高校2年生 ③定時制高校2年生相当 ④通信制高校生 ⑤大学3年生 ※①～④は令和2年度、⑤は令和3年度に実施。
35	「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	—	40.4%	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」
36	「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	—	54.4%	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」
37	「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	—	98.1%	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」

第百八十三回通常国会

第二次安倍内閣

子どもの貧困対策の推進に関する法律をここに公布する。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(令六法六八・改称)

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 基本的施策(第九条—第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(令元法四一・令六法六八・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(令六法六八・追加)

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第二条繰下・一部改正)

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(令六法六八・旧第三条繰下・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(令六法六八・旧第四条繰下・一部改正)

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(令六法六八・旧第五条繰下・一部改正)

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(令六法六八・旧第六条繰下)

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

(令四法七七・一部改正、令六法六八・旧第七条繰下・一部改正)

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(令元法四一・令四法七七・一部改正、令六法六八・旧第八条繰下・一部改正)

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第九条繰下・一部改正)

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十条繰下・一部改正)

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十一条繰下・一部改正)

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十二条繰下・一部改正)

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令六法六八・旧第十三条繰下・一部改正)

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令六法六八・追加)

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

(令元法四一・一部改正、令六法六八・旧第十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四号で平成二六年一月一七日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和元年政令第八九号で令和元年九月七日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和六年政令第二九〇号で令和六年九月二五日から施行)

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律(次項において「旧法」という。)第八条第一項の規定により定められた同項の大綱は、この法律の施行後は、この法律による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(次項及び次条において「新法」という。)第九条第一項の規定により定められた同項の大綱とみなす。

- 2 旧法第九条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画(変更があったときは、その変更後のもの)又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画(変更があったときは、その変更後のもの)は、この法律の施行後は、それぞれ新法第十条第一項の規定により定められた同項の都道府県計画又は同条第二項の規定により定められた同項の市町村計画とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。) 2

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

- ① **こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
 - ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
 - ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。
- ② **こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
 - ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
 - ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。
- ③ **こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**
 - ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
 - ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。
- ④ **良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**
 - ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
 - ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。
- ⑤ **若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む**
 - ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
 - ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
- ⑥ **施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

4

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達にに応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることのできる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 (『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)

○地方公共団体等における取組促進 (上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等)

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM (仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化 (要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等)

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制 (総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等)

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

5

こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会	目標（別紙1）	（目標値）	指標（別紙2）
	「こどもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%	・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合 ・こどもの貧困率 ・里親等委託率 ・児童相談所における児童虐待相談対応件数 ・小・中・高生の自殺者数 ・妊産婦死亡率 ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合 ・いじめの重大事態の発件数 ・不登校児童・生徒数 ・高校中退率 ・大学進学率 ・若年層の平均賃金 ・50歳時点の未婚率 ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 ・合計特殊出生率 ・出生数 ・夫婦の平均理想/予定こども数 ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 ・男性の育児休業取得率 ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間 ・ひとり親世帯の貧困率
	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	
	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	
	社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	
	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	
	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持 ※97.1%	
	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	
	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	
	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	
	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	
	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かって」と思う人の割合	70%	
	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	

京都府子どもの貧困対策検討会開催経過

	開催日	主 な 協 議 内 容
第1回	令6. 5. 27	子どもの貧困対策推進計画の見直しについて
第2回	令6. 7. 26	子どもの貧困対策推進計画(骨子案)に係る協議
令6. 8. 27～令6. 10. 11		子ども・若者ヒアリング(部会4回、個別ヒアリング3回)
第3回	令6. 11. 1	子どもの貧困対策推進計画(中間案)に係る協議
令6. 12. 17～令7. 1. 7		中間案に対する府民意見(パブリックコメント)募集
第4回	令7. 2. 6	子どもの貧困対策推進計画(最終案)に係る協議
—	令7. 3. 31	子どもの貧困対策推進計画の策定

京都府子どもの貧困対策検討会委員

区分	団体	氏 名
有識者	京都府立大学名誉教授	◎小 沢 修 司
	大阪公立大学大学院 教授	五 石 敬 路
	京都華頂大学 教授	流 石 智 子
	立命館大学 教授	柏 木 智 子
就労福祉	京都ジョブパークカウンセラー	中 井 美 嘉
	京都自立就労サポートセンター長	加 藤 義 明
	京都府社会福祉協議会事務局次長	神 戸 望
	京都府母子寡婦福祉連合会母子部長	神 村 有 美
教育	京都府小学校校長会(宮津市立宮津小学校長)	糸 井 政 文
	京都府私立中学高等学校連合会会長	佐々井 宏 平
	京都府立高等学校校長会(京都府立朱雀高等学校長)	塩 川 拓 司
	京都府中学校校長会(京田辺市立培良中学校長)	家 村 隆 宏
民間団体等	NPO法人山科醍醐こどものひろば相談役	村 井 琢 哉
	NPO法人NPO亀岡人権交流センター理事長	杜 恵 美 子
	NPO法人きょうと藤の木セカンドハウス 代表理事	山 内 忠 敏
	龍谷大学学生	田 中 優 也
市町村	京都府市長会(宇治市福祉こども部こども福祉課長)	永 池 孝 二
	京都府町村会(精華町健康福祉環境部子育て支援課長)	石 崎 勝 己

◎検討会座長

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定（最終案）について

令和 7 年 3 月
健康福祉部

1 計画改定の趣旨

里親制度や家庭的養育（児童養護施設等）の推進などを定めた「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」について、平成 27 年度から令和 11 年度までの計画期間（15 年間）を 3 期（前期、中期、後期）に区分して各期に見直しを行うこととしているところ、中期の期間（令和 2 年度から 6 年度）が、令和 6 年度末をもって終期を迎えるため、この間の状況変化など（令和 4 年度改正児童福祉法等）を踏まえ、後期の期間（令和 7 年度から 11 年度）に向けた改定を行う。

2 計画の位置付け

- 厚生労働省通知に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- こども基本法に基づく「都道府県こども計画（※）」

※ 本計画、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」及び「京都府子どもの貧困対策推進計画」の 3 つの子育て関係諸計画を「京都府こども計画」として位置付け

3 計画改定の方針

- 令和 4 年改正児童福祉法の内容（※）を踏まえ計画を改定する。
 - ※ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）の理念など
- 現行計画の取組について、①家庭における養育への支援、②児童相談所における支援、③代替養育を必要とするこどもへの支援に再編した上で、厚生労働省が発出（令和 6 年 3 月）した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づいた内容とする。

4 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度まで（5 年間）

5 検討体制

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定に関する検討会（以下「検討会」という。）において、関係団体や学識経験者、社会的養育経験者、市町村等により、現行計画の進捗状況の確認・検証を行うとともに、次期計画についての意見を聴取

6 パブリックコメント

実施期間：令和 6 年 12 月 17 日（火）～令和 7 年 1 月 7 日（火）

結果：3 個人、1 団体、計 5 項目の意見あり
（主な意見）

- ・ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組について、里親等の支援を充実させるためにも、やむを得ず委託解除に至った要因分析の検討に取り組む旨、記載すべき。
- ・ 里親委託率は、施設での専門的な支援を必要とする児童がいることを十分配慮して、機械的な算出ではなく、現実に即した数値目標を示すべき。

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定（最終案）の概要

計画改定の方向性

★社会的養育の推進に向けた現状と取組として、以下の内容を盛り込む。

（１）家庭における養育への支援

- 地域における在宅支援が促進されるよう、市町村における「こども家庭センター」の設置促進等を支援
 - ・ こども家庭センター設置数 【現状】 R⑥ 13カ所 → 【目標】 R⑪ 25カ所
 - ・ 市町村職員の児相受入研修 【現状】 R⑤ 14市町村 → 【目標】 R⑪全市町村
- 児童家庭支援センターの取組状況を評価し、効果を検証した上で、地域の実情に応じて設置を促進 【現状】 R⑥ 3カ所 → 【目標】 R⑪ 5カ所
- 支援を必要とする妊産婦等に対して、相談機関等と連携し、助産制度に係る情報提供等を実施（助産施設：R⑥ 23カ所）

（２）児童相談所における支援

- 児童福祉司や経験の浅い職員への教育やフォローを行うスーパーバイザーを適切に配置し、人材育成に取り組むとともに、経験年数に応じた研修等を実施
- 短期及び長期的な支援目標を記載した「援助指針」については、こども等の状況に応じて定期的に見直しを行い、統一した方針のもとで支援を実施
- 虐待する（おそれのある）保護者に対して、親子関係の改善を図るため各種プログラムを実施
 - ・ 各種プログラム受講者数 【現状】 R⑤延べ319人 → 【目標】 R⑪延べ410人
- 特別養子縁組は、永続性を保障する制度である一方、実親との戸籍上の関係が絶たれるなど、成立に向けては十分なアセスメントによるマッチングが必要であり、制度や手続き等に十分な知識をもった児相職員が相談支援を実施
 - ・ 児相における研修受講者数 【現状】 R⑥ 3人 → 【目標】 R⑪ 8人

（３）代替養育を必要とするこどもへの支援

- 社会的養護（代替養育）を必要とするこども数について、国策定要領に基づき、将来人口推計や、里親委託又は施設入所のこども数などにより推計
 - ・ 代替養育が必要なこども数 【現状】 R⑤ 303人 → 【見込】 R⑪ 274人
- 里親等委託率などの目標値について、現状を踏まえ改定
 - ・ 里親等委託率（R⑪末目標）※今回は国策定要領に基づき乳児と幼児を分けて設定
【現計画】乳幼児40%、就学以降33%、全体35%
【改定案】乳児65%、幼児60%、就学以降40%、全体44.9%
- 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けて、里親関連機関同士の連携を促進するとともに、里親支援センターを設置し里親支援を行う体制を整備
 - ・ 里親支援センターの設置 【現状】 R⑥ 0カ所 → 【目標】 R⑪ 2カ所

- 良好な家庭的環境に向けた施設における小規模化かつ地域分散化、高機能化や、在宅支援などの多機能化・機能転換は、地域の実情に応じて推進
障害児入所施設については、障害児の特性や状態に応じた心身の発達を支援するため、施設の小規模化を推進
- こどもの権利擁護の取組として、一時保護や施設入所時に「子どもの権利ノート」を配布し、繰り返しの説明とともに意見を聴取。また、児相から独立した立場の「子どもの権利擁護専門員」が一時保護所等を訪問し、意見表明を支援・意見表明等支援事業 【現状】 R⑤延べ 504 人 → 【目標】 R⑪延べ 800 人
- 自立に向けて支援を必要とする社会的養護経験者等に対し、児童養護施設等と連携しながら個別支援を実施
・児童自立生活援助事業 【現状】 R⑤ 5 カ所 → 【目標】 R⑪ 10 カ所

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画（最終案）

令和 7 年 3 月

京 都 府

目 次

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的考え方及び全体像	2
3 計画の期間	3
4 計画の位置づけ	4

II 社会的養育の推進に向けた現状と取組

1 家庭における養育への支援	5
(1) 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた取組	5
(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	8
(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	9
2 児童相談所等による支援	11
(1) 児童相談所の強化等に向けた取組	11
(2) 一時保護体制の充実にに向けた取組	14
(3) パーマネンシー保障に向けた取組	16
3 代替養育を必要とするこどもへの支援	21
(1) 代替養育が必要なこども数の見込み	21
(2) 施設入所及び里親等委託の状況	23
(3) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	24
(4) 児童養護施設等における家庭的養育の推進	28
(5) 当事者であるこどもの権利擁護の取組	33
(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	38

<京都市社会的養育推進計画>

京都市はぐくみプラン

家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 平成23年7月、国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部社会的養護専門委員会において取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の中で、社会的養護は原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境の形態としていくことが必要とされたことを受け、平成24年11月に発出された厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」では、児童養護施設等にあつては「家庭的養護推進計画」を、都道府県にあつては「都道府県社会的養育推進計画」の策定が求められました。

京都府においては、平成27年3月、「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、平成27年度を始期とする15か年で、できる限り家庭的な養育を目指すこととなりました。

- 平成28年における児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約を踏まえ、児童が権利の主体であることが位置付けられるとともに、児童の家庭養育優先原則の理念が規定されたことにより、平成29年8月、国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

京都府においては、令和元年度末で本計画の前期計画が満了することから、令和2年3月、令和2年度から令和11年度までの計画について、平成28年改正児童福祉法の趣旨等を踏まえ計画を改定し、保護が必要な児童がより良い人間関係を築くための社会性を獲得し、自己肯定感を育むことができるよう可能な限り家庭的な生活を送ることができる養育の環境整備に取り組んでいるところです。

- そのような中、令和4年改正児童福祉法では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われたほか、これに先立つ「令和3年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、計画は、資源の計画的な整備方針のためのものとすべきことや、整備された資源による効果や課題に対して、国が適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく必要性等が指摘されているところです。

国においては、これらのことを踏まえ、令和6年3月、既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するに当たっての基本的な考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を作成するとともに、各都道府県に対し、改めて令和7年度以降における計画の見直しが求められているところです。

京都府におきましても、令和4年の児童福祉法改正等の状況を踏まえ、国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、本計画の見直しを行うものです。

2 計画の基本的考え方及び全体像

(1) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画の策定について

- 「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」について、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための取組について、市町村と連携しながら推進します。
- 代替養育を必要とするこどもに対しては、家庭養育優先原則に基づき、親族里親、養子縁組里親などの里親やファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討します。また、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題を抱えているこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所による措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくこととします。
- これらのことを踏まえ、こどもの最善の利益を実現するため、市町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化や体制整備のための計画として、本計画を見直して新たな計画を策定することとします。

(2) 計画の各項目に係る基本的考え方について

- 計画の全体像を体系的に表した上で、計画の各項目について、現行計画の達成状況等を記載するとともに、地域の現状（資源の必要量等の見込み、現在の整備・取組状況等）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針を記載することとします。

(3) 当事者であるこどもの意見の反映等について

- 計画の策定に当たっては、当事者であるこども（社会的養育経験者を含む。）を「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画の改定に関する検討会（以下「検討会」という。）」の委員に複数名選任した上で検討を進めるとともに、施設等に在籍しているこどもに対するアンケートによる意見聴取を行い、その内容を計画に反映することとします。
- また、里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下、検討を進めるとともに、施設等の関係者に対するヒアリング等の結果を踏まえ、その内容を計画に反映することとします。

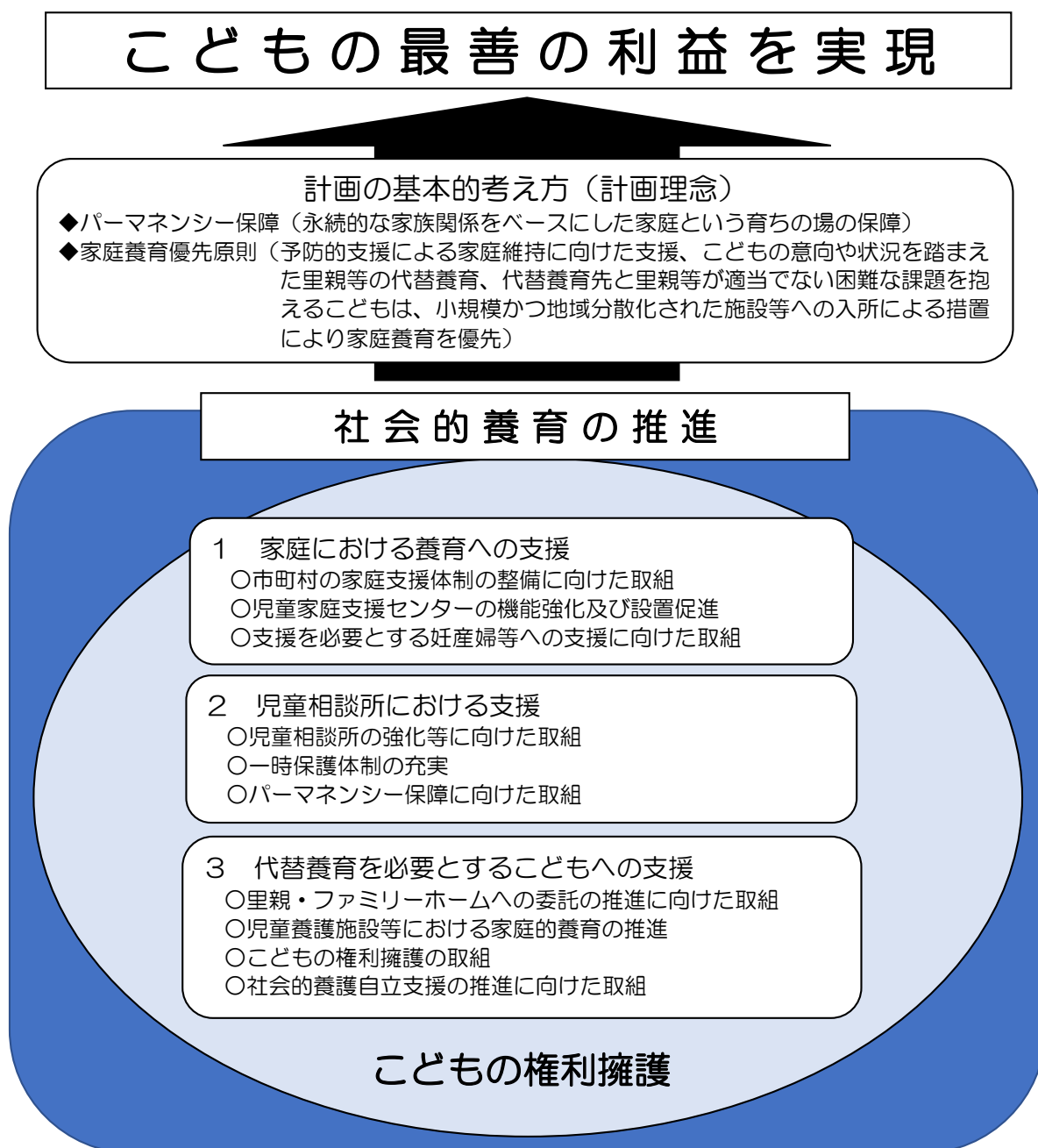
(4) 市町村との連携について

- 計画の策定に当たっては、こどもと家庭に最も身近な市町村の意見を反映する必要があることから、「検討会」の委員に複数市町村の代表者を選任した上で検討を進めます。

(5) 評価のための指標とPDCAサイクルについて

- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗等について、自己点検・評価を行うとともに、その結果を京都府社会福祉審議会等へ報告します。
また、PDCAサイクルの運用については、当事者であるこども（社会的養育経験者を含む。）の意見を反映することとします。

【全体像のイメージ】



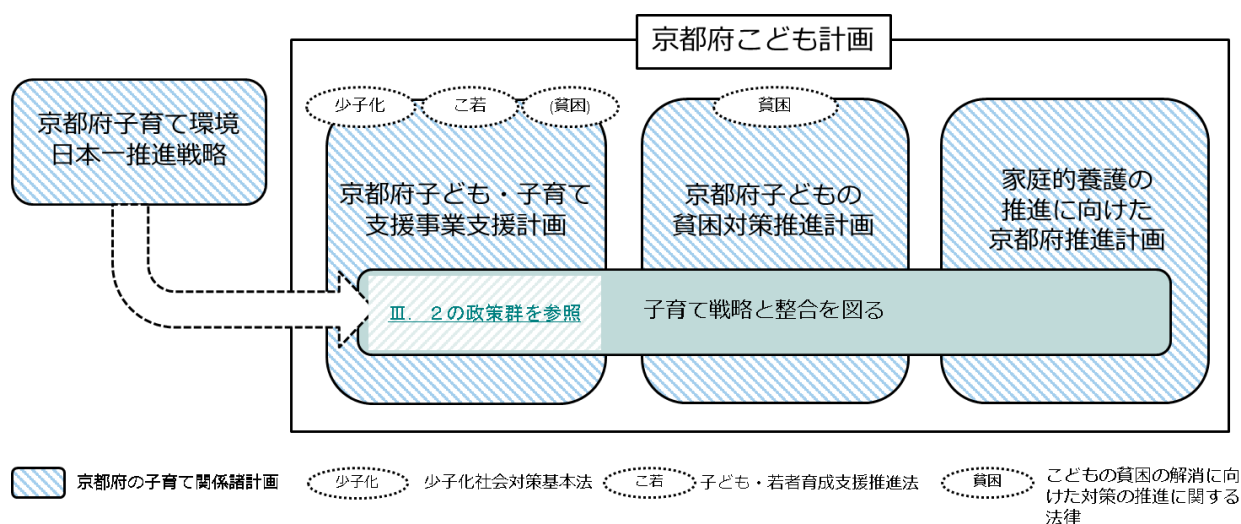
3 計画の期間

本計画は、平成27年度を始期とした令和11年度までの15年間における社会的養護の推進計画であり、15年間を前期（平成27年度から令和元年度）、中期（令和2年度から令和6年度）、後期（令和7年から令和11年度）の3期に区分しているところです。

今回、中期期間が令和6年度で満了することを踏まえ、改めて、後期の目標を掲げています。

4 計画の位置づけ

- 厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づく、「都道府県社会的養育推進計画」として位置付けるとともに、京都市の社会的養育推進計画についても記載し、当該計画と合わせて「都道府県計画」とします。
- 京都府の子育て関係諸計画の指針となる「京都府子育て環境日本一推進戦略（令和元年9月策定、令和5年12月改定）」の内容との整合性も図りつつ、今年度に改定する本計画、「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」及び「京都府子どもの貧困対策推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、相互に子育て関連計画としても位置付け整合を図ります。



Ⅱ 社会的養育の推進に向けた現状と取組

1 家庭における養育への支援

「家庭養育優先原則」により、まずはこどもが家庭において健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが必要です。

(1) 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた取組

平成16年改正児童福祉法により、こどもの福祉に関する相談については、まずは市区町村の役割であるとされ、虐待通告先としても市区町村が追加されました。また、平成28年改正では、妊産婦や乳幼児等への健診及び保健指導等を行う市町村の母子保健事業が、児童虐待の予防や早期発見に資するものと位置づけられました。さらに、令和4年改正において、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村に求められました。

①市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の取組

<現状>

- ・こども家庭センターは、児童福祉と母子保健の両機能が連携及び協働し、一体的な組織として相談支援を実施することにより、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく対応することを目指した機関です。現在（令和6年4月1日時点）、京都府内で13ヵ所設置されています（京都市を除く）。
- ・こども家庭センターでは、支援対象者と支援に関わる関係者が協働してサポートプランを作成することとされています。
- ・京都府では、児童相談業務を担う市町村職員の対応力向上を目的とした様々な研修を実施しています。研修後にはレポートやアンケート等を行い、受講者の理解度を測るとともに、研修内容や実施方法の改善に取り組んでいます。

（令和5年度実施状況）

児童福祉司任用前研修（受講者1人）

児童福祉司任用後研修（受講者2人）

市町村等児童福祉専門職員育成研修（受講者3人）

要保護児童対策地域協議会調整担当者研修（受講者24人）

RIFCR（虐待発見時の面接手法）（受講者7人）

オレンジプログラム（親子関係を良好にするペアレントトレーニング）・インストラクター養成研修（受講者16人）

各児童相談所における市町村児童相談担当研修（計7回実施、受講者延べ148人）

- ・市町村職員が児童相談所における業務等を体験する研修を行い、市町村職員の専門性の向上を図るとともに、市町村と児童相談所との更なる連携強化の機会としています。

（令和5年度参加状況）14市町村から、延べ26名が参加

<主な取組>

市町村における家庭支援体制の充実のための支援
地域における在宅支援が促進されるよう、市町村における「こども家庭センター」の設置促進と、他自治体の取組状況に関する情報提供など、その効果的な運営等について支援を行います。

市町村職員に対する研修の実施
市町村職員の対応力強化のため、相談援助技術や関係機関との連携について学ぶ研修を実施します。また、児童相談所受入研修を実施し、児童虐待事案等への対応力及び専門性の向上を図ります。

<計画期間における目標>

(ア) こども家庭センターの設置数

6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
13カ所	25カ所	19カ所	21カ所	23カ所	23カ所	25カ所

(イ) こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する京都府が行う研修の実施回数

5年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
13回 延べ201人	13回 延べ200人	13回 延べ200人	13回 延べ200人	13回 延べ200人	13回 延べ200人	13回 延べ200人

(ウ) 市町村職員の児童相談所受入研修への参加数

5年度	計画期間の 目標
14市町村 延べ26人	25市町村 延べ40人

(エ) こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

6年度	計画期間の 目標
7 / 13カ所	25 / 25カ所

②市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

<主な取組>

市町村の家庭支援事業等の整備にむけた支援
「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」において、支援を計画し実施

<計画期間における目標>

(ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率

「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」に記載

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

<現状>

児童家庭支援センターは、児童虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化され、地域のこどもやその保護者に対する指導を行っています。また、法改正によって市町村がこども福祉に関する第一義的窓口と位置付けられたことから、その専門的な知識や技術によって市町村へのアドバイスをを行う役割も担っています。

現在、京都府内に3ヵ所設置されています。

- ・丹後こども家庭支援センターCOCO（京丹後市）令和5年12月開設
- ・中丹こども家庭センター（舞鶴市）平成17年開設
- ・山城こども家庭センターだいわ（精華町）平成21年開設

<主な取組>

児童家庭支援センターの設置促進
これまでの児童家庭支援センターの取組状況を評価し、効果を検証した上で、地域事情に応じて児童家庭支援センターの設置を促進します。

児童家庭支援センターと児童相談所の連携強化
児童家庭支援センターと児童相談所による定期的な連絡会を実施するなど、児童家庭支援センターが、児童相談所や市町村、その他の関係機関と連携しつつ、その専門性を活かし、地域に密着した相談支援を行う拠点としての役割を果たせるよう連携強化に取り組めます。

<計画期間における目標>

(ア) 児童家庭支援センターの設置数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3ヵ所	5ヵ所	4ヵ所	4ヵ所	4ヵ所	4ヵ所	5ヵ所

(イ) 児童相談所からの在宅指導措置委託件数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1件	30件	8件	12件	16件	20件	30件

（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

こどもや家庭への支援に加え、予防的支援として、こどもが生まれる前から母親（妊婦）への支援を行うことが必要です。こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第２０次報告）」における検証及び分析では、心中を除く死亡事例の年齢としては、０歳児が最も多くなっています。

また、母親の抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と「妊婦健診未受診」が高い割合を占めており、妊娠期からの把握と支援が虐待予防の観点においても重要です。

<現状>

出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）の京都府内の市町村における認定数は、令和４年度に２９０件でした。（平成３１年：１７２件）

○主な認定理由（複数回答）

- ・妊婦の心身の不調（２０．６％）
- ・経済的問題（１７．４％）
- ・若年妊娠（１３．８％）
- ・その他（要保護家庭、DV、初回受診又は届出が妊娠中期以降、支援者の不在、胎児疾患、妊婦の被虐待歴、要対協での管理経過等）（３７．６％）

市町村における母子手帳交付時や、医療機関への受診等で把握されることの多い特定妊婦への支援に当たっては、主に要保護児童対策地域協議会において、各関係機関における情報共有及び支援内容の検討が行われています。

妊産婦が利用可能な制度として、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において利用できる助産制度があります。（児童福祉法第２２条）。助産施設は、京都府内に２３ヵ所あります。

なお、令和４年改正児童福祉法では、生活に困難を抱える妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」が新たに位置付けられました。今後、妊産婦等生活援助事業の実施について検討していきます。

京都府においては、予期せぬ妊娠にも対応できる相談窓口を設置し、専任の助産師が相談支援を行うとともに、内容に応じて医療・福祉等、適切な関係機関と連携を行っています。

また、「学校と連携した妊娠・出産に関する啓発事業」として、助産師が小中学校及び特別支援学校高等部へ出向き、児童生徒が医学的知見に基づく妊娠及び出産に関する知識を学ぶ機会を提供することにより、妊娠及び出産に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊娠前から、自身のライフデザインを主体的に考えるきっかけとなることを目指しています（プレコンセプションケアの推進）。

<主な取組>

相談窓口による支援の実施
予期せぬ妊娠にも対応できる相談窓口において相談支援を実施し、助産師等による相談支援を行います。内容に応じて、医療・福祉等適切な関係機関と連携を行います。
プレコンセプションケアの推進
妊娠に関する医学的な知識とライフデザインについて考える機会を作り、幼児期から社会人に至るまで切れ目のないプレコンセプションケアを推進します。
支援を必要とする妊産婦等への制度周知
相談窓口や助産制度について対象者へ周知するため、相談機関等と連携し、情報提供を行います。

<計画期間における目標>

(ア) 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
未実施	実現に向 けて検討	実現に向 けて検討	実現に向 けて検討	実現に向 けて検討	実現に向 けて検討	実現に向 けて検討

(イ) 助産施設の設置数

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
23カ所	23カ所	23カ所	23カ所	23カ所	23カ所	23カ所

(ウ) 特定妊婦等への支援に関する職員に対する研修

6 年度	計画期間の 目標
未実施	実施を検討

2 児童相談所等による支援

(1) 児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所は、児童に関するあらゆる相談を受け、支援を行う機関です。

また、幅広い相談に対応するため、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師などを配置しています。

<現状>

- ・近年の虐待相談件数の増加や重篤化を踏まえ、職員の専門性の更なる向上や、業務量に応じた職員配置に取り組んでいます。
- ・法定研修である児童福祉司任用後研修や指導教育担当児童福祉司任用前研修に加え、中堅職員向けのステップアップ研修を行い、経験年数ごとに求められる児童福祉司としての知識、技能、態度等を修得し、人材育成を行っています。また、心理判定員や一時保護所職員についても、それぞれの職種に必要な専門性を向上させるための研修に取り組んでいます。

児童福祉司任用後研修（受講者 7 人）

指導教育担当児童福祉司任用前研修（受講者 4 人）

京都府児童福祉司ステップアップ研修（受講者 11 人）

外部研修への参加（参加者 18 人）

(ア) 児童相談所の相談対応件数

(件)

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
養護相談	2, 369	2, 592	2, 621	2, 485	2, 404
うち虐待相談	2, 231	2, 472	2, 505	2, 344	2, 262
障害相談	1, 730	1, 310	2, 046	1, 538	1, 571
非行相談	97	117	106	144	169
育成相談	129	119	118	127	112
その他	7	12	8	528	459
計	4, 332	4, 150	4, 899	4, 822	4, 715
うち入所数及び 里親等委託	131 (3.0%)	105 (2.5%)	98 (2.0%)	99 (2.1%)	82 (1.7%)
児童虐待相談からの 入所及び里親等委託	84 (64.1%)	74 (70.5%)	51 (52.0%)	54 (54.5%)	53 (64.6%)

* 令和4年度からは、児童虐待として対応した相談のうち、調査の結果、非虐待と判断されたものを「その他」として計上

(イ) 児童相談所における虐待通告受付件数

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
件数 (件)	2, 547	2, 448	2, 576	2, 721	2, 673
前年度比 (%)	121.1	96.1	105.2	105.6	98.2

(ウ) 児童相談所の管轄人口

児童相談所	管轄市町村	人口
家庭支援総合センター	亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、乙訓郡（大山崎町）、船井郡（京丹波町）	280,823人
宇治児童相談所	宇治市、城陽市、久世郡（久御山町）	261,922人
宇治児童相談所 京田辺支所	八幡市、京田辺市、木津川市、綴喜郡（井手町・宇治田原町）、相楽郡（笠置町・和束町・精華町・南山城村）	279,883人
福知山児童相談所	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡（伊根町・与謝野町）	263,960人

*人口は、令和6年4月1日現在の推計人口（京都府企画統計課調べ）

<主な取組>

児童相談所の体制強化に向けた人材確保及び人材育成
児童福祉司や心理判定員等の適切な配置を継続するとともに、経験年数の浅い職員への教育やフォローを丁寧に行うため、スーパーバイズを行うことのできる指導的立場の職員を適切に配置し、人材育成に取り組めます。

児童相談所職員の専門性向上の取組
法定研修に加え、経験年数に応じた内容、または職種ごとに必要とされる知識及び技術等を習得するための様々な研修を実施するとともに、より専門的な技術習得のため外部研修への積極的な参加を促進します。

<計画期間における目標>

(ア) 第三者評価を実施している児童相談所数

5年度	6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1カ所	0カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

(イ) 児童相談所職員の研修受講人数

6年度	計画期間の 目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人

(ウ) 児童福祉司等の配置数

	6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
児童福祉司	63 人	67 人	67 人	67 人	67 人	67 人	67 人
児童心理司	30 人	33 人	33 人	33 人	33 人	33 人	33 人
市町村支 援児童福 祉司	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
児童福祉司 スーパーバ イザー	8 人	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
医師	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
保健師	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
弁護士	委任	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討	必要に応じ て職員配置 を検討

* 上記配置数については、児童虐待相談対応件数によって変更が生じる可能性がある。

* 児童福祉司は、任用予定者及びSVを含む。

* 医師は全員非常勤

* 保健師は児童福祉司として任用している者を含む。

* 弁護士は、案件ごとに委任。また、日常的に電話等で相談可能な体制をとっている。

(エ) 専門職採用者数（割合）

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
93 人 (91.2%)	配置基準等を 踏まえて配置	配置基準 等を踏ま えて配置	配置基準 等を踏ま えて配置	配置基準 等を踏ま えて配置	配置基準 等を踏ま えて配置	配置基準 等を踏ま えて配置

* () は、専門職採用者数における目標に対する実績

（２）一時保護体制の充実に向けた取組

一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われるものです。

一時保護所に入所するこどもは、その年齢や、一時保護を要する背景も虐待や非行など様々です。そうしたこどもたちが、一人一人の状況に応じて安心安全に過ごすことのできる生活の場を保障することが必要です。

<現状>

- ・一時保護所内設置の意見箱や、退所時アンケート等を元に、こどもの意見を踏まえた一時保護所の環境改善を行っています。
- ・施設や里親等への一時保護委託を積極的に行い、こどもにとってできるだけ負担の少ない環境で一時保護ができるよう努めています。
- ・定期的に観察会議を行い、こどもへの関わり方について協議するとともに、こどもの生活場面に直接携わる一時保護所職員からの意見を支援方針に活かしています。
- ・一時保護所職員向けの研修として、[3](#) 保護所合同新任研修、児童自立支援施設への見学、小児科医師による講義、振り返り研修などを行っています。

17回実施、受講者数延べ351人

<主な取組>

一時保護所の環境改善のための取組の推進
様々な状況にあるこどもが生活する場である一時保護所において、こどもが安心安全に生活できるような環境を整備します。

一時保護ガイドラインを踏まえた一時保護の実施
国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえ、こどもの権利擁護の観点から、一時保護所におけるルールの見直しや、学習保障に向けた取組を行います。

一時保護委託による適切な生活環境の提供
こどもの状況に応じた適切な生活環境を提供できるよう、一時保護委託が可能な施設や里親等の確保に努めます。また、委託するこどもの登校等について、地域との調整を行います。

<計画期間における目標>

（ア）一時保護施設の定員数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人

(イ) 一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保数

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
8 7 カ所	1 7 6 カ所	1 3 5 カ所	1 4 5 カ所	1 5 6 カ所	1 6 6 カ所	1 7 6 カ所

(ウ) 一時保護所職員に対する研修の実施回数

5 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
1 7 回 延べ 351 人	2 0 回 延べ 400 人	2 0 回 延べ 400 人	2 0 回 延べ 400 人	2 0 回 延べ 400 人	2 0 回 延べ 400 人	2 0 回 延べ 400 人

(エ) 第三者評価を実施している一時保護施設数

6 年度	計画期間の 目標
0 カ所	3 カ所

（３）パーマネンシー保障に向けた取組

「パーマネンシー保障」とは、「生活や人との関係が、明日以降もずっと続くと当たり前信じられる環境を保障すること」です。まずは、こどもが生まれ育った家庭で健やかに養育されるように保護者を支援し、それが困難又は適当でない場合には家庭と同じ養育環境を継続的に保障するようにします。それも適当でない場合、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう必要な取組を行います。

①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童虐待対応においては、まずこどもの安全を確保することが重要です。そのために、こどもを家庭から切り離すことが必要となる場合があります。

この一旦切り離したこどもと周りとの関係性を、どう結び直していくかということが次に重要です。そのためには、児童相談所において適切なケースマネジメントを行う体制を整える必要があります。

<現状>

- ・児童相談所では、虐待通告への初期対応等を行う「介入機能」と、保護者への指導等を継続的に行う「支援機能」において担当者を分け、支援に取り組んでいます。
- ・適切なケースマネジメントのため、定期的に支援についての進捗状況の確認を行い、様々な視点から支援方法を検討しています。
- ・こどもや家庭の現状を踏まえ、短期及び長期的な支援目標を記載した「援助指針」を作成しています。また、援助指針はこども等の状況に応じて定期的に見直しを行っています。

<主な取組>

児童相談所における保護者への指導を効果的に行うための体制整備
児童相談所において、虐待通告への初期対応等を行う「介入機能」と、保護者への指導を継続的に行う「支援機能」を明確化し、こどもや家族への支援に取り組みます。

定期的な進行管理の実施
定期的に支援の実施状況の進捗確認を行い、こどもや家庭にとって適切なタイミングで適切な支援を行うことができるよう、組織として確認を行います。

援助指針の見直し
支援方針を記載した援助指針を作成し、こども本人、家族、施設、里親、児童相談所など関係者を含めて定期的に見直し、統一した援助方針のもとで支援に取り組みます。

<計画期間における目標>

(ア) 長期措置を防ぐための体制整備を行っている児童相談所の数

6年度	計画期間の目標
3児相 (1支所)	3児相 (1支所)

②親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援とは、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことです。家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子も対象とします。

また、親子だけでなく、家族や親族、地域等を含めて総合的にサポートを行います。

<現状>

○親子再統合支援事業を民間団体への委託により行っています。

- ・MY TREEペアレンツプログラム（虐待する保護者への集団教育プログラム）

受講者数7人（延べ102人）

- ・寄り添いカウンセリング（集団に馴染まない保護者への個別カウンセリング）

受講者数37人（延べ103人）

- ・前向き子育てプログラム（トリプルP）（不適切な関わりを行う保護者が子育てスキルを身につけるトレーニング）

受講者20人（延べ114人）

○家庭支援総合センターの寄り添い支援担当者が、事業の広報、対象者の選定、受講者へのフォロー、児童相談所との情報連携を担っています。

○児童相談所職員に対し、こどもとその家族が良好な関係を構築するためのアプローチ技術や、関係機関による支援チームづくりについて学ぶ研修を実施しています。

- ・オレンジプログラムインストラクター養成研修（親子関係を良好にするペアレントトレーニングの理解と技術習得）

受講者20人

- ・安全パートナリング（危険と安全のバランスを見極めながら、家族と専門職双方の立場を取り入れたアセスメントと支援計画に基づいたケースマネジメント手法を修得）

受講者数26人

- ・ラップアラウンド（当事者参加により、こどもとその家族を主体とした支援のためのチームアプローチ方法を学び、ファシリテーションスキルを身につける）導入検討のため、一部児相がモニター参加し、報告会を実施

<主な取組>

親子再統合支援事業による各種プログラム等の実施
虐待する（おそれのある）保護者に対し、保護者の特性に応じて集団もしくは個別のプログラムの受講を促し、親子関係の改善につなげます。（MY TREEペアレンツプログラム、寄り添いカウンセリング、前向き子育てプログラム（トリプルP））
寄り添い支援チームによる支援
家庭支援総合センターに設置の「寄り添い支援担当者」が、プログラムの広報、対象者の選定、受講者へのフォロー、担当する児童相談所との情報連携などを行い、プログラム受講をその後のケースワークに効果的に活かすことができるようにします。
児童相談所職員への親子関係再構築に向けた研修の実施
児童相談所職員が、親子関係再構築に向けた面接技術やアプローチ方法を習得するための研修を実施します。

<計画期間における目標>

（ア）親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
MY TREE 7人 延べ102人	10人 延べ130人	10人 延べ130人	10人 延べ130人	10人 延べ130人	10人 延べ130人	10人 延べ130人
寄り添いカウンセリング 37人 延べ103人	40人 延べ160人	40人 延べ160人	40人 延べ160人	40人 延べ160人	40人 延べ160人	40人 延べ160人
前向き子育てプログラム 20人 延べ114人	20人 延べ120人	20人 延べ120人	20人 延べ120人	20人 延べ120人	20人 延べ120人	20人 延べ120人

（イ）親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修件数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3回 46人	3回 50人	3回 50人	3回 50人	3回 50人	3回 50人	3回 50人

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

特別養子縁組は、こどもに新しい親との親子関係を作る方法の一つです。棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族がいないこどもや、新生児・乳幼児で実親による養育が望めないこどもなどが、特別養子縁組を検討する対象とされています。

パーマネンシー保障の観点からは有効な手段ですが、一方で、民法上の手続きによって法的な親子関係を作り、実親との関係が完全に失われるため、こどもにとってどのような意味を持つのかという点を慎重に考える必要があります。

<現状>

(ア) 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

H31/R1	R2	R3	R4	R5	合計
4 件	3 件	5 件	4 件	1 件	17 件

- ・親の行方不明等のケースにかかる児童相談所長による特別養子適格の確認の審判申立を適宜行っています。(令和5年度申立件数：1件)
- ・民間あっせん機関とも連携し、育ての親やこどもへの支援を行っています。(令和5年度民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数：3件)
- ・特別養子縁組の相談支援件数(児童相談所、寄り添い支援担当、乳児院、児童養護施設)
(令和5年度中、生みの親からの相談3件、こどもとの特別養子縁組を希望する里親(又は里親希望者)からの相談120件)
- ・特別養子縁組に関する相談に対しては、特に十分理解を得た上で慎重に進める必要があるため、制度や手続きについて丁寧に説明を行っています。視覚的にわかりやすいよう、生みの親に向けた説明ちらし等を作成するなどの工夫を行っています。
- ・特別養子縁組成立後も継続して支援を行っています。
- ・児童相談所職員が、特別養子縁組に関する外部研修を受講しています。(令和5年度受講者数3人)

<主な取組>

特別養子縁組成立に向けた支援
特別養子縁組は、実親による養育が望めないこどもにとって、永続性を保障する制度である一方、生みの親との戸籍上の関係が絶たれるなど、その後のこどもにとってどのような意味をもつのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチングが必要となります。そのため、職員が研修を受講するなどして、制度や手続き等について十分な知識をもって相談支援にあたります。
なお、特別養子縁組は、生みの親やこどもの状況によって適切に選択されるべきものであることから、成立件数等の目標値を設定せず、適切に支援を行うことができる体制整備を進めます。

民間あっせん機関との連携
民間あっせん機関と連携し、育ての親やこどもへの支援を行います。

(ア) 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

5 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
3 人	8 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人

3 代替養育を必要とするこどもへの支援

何らかの理由で、こどもを生まれ育った家庭で育てることができない、またはそれがこどもにとって適当でない場合に、家庭に代わる環境でこどもを育てることを「代替養育」と言います。

(1) 代替養育が必要なこども数の見込み

様々な理由で代替養育を必要とするこどもであって、里親及びファミリーホーム（里親等）に委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要であるこどもの数を推計しました。

<現状>

(ア) 乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに在籍するこども数の推移 (人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乳児院	40	38	39	35	34	35	34	31	34	28	34
児童養護	235	241	219	232	219	212	221	231	220	204	214
里親等	23	34	36	40	45	43	43	45	50	53	55
合計	298	313	294	307	298	290	298	307	304	285	303

<見込>

(ア) 今後の計画期間における見込み（＊策定要領に記載のデータにより推計）

(人)

	R6. 3 (実数)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
乳児	24	24	24	24	24	23	23
幼児	40	40	40	39	39	39	39
就学以降	239	239	234	228	223	218	212
合計	303	303	298	291	286	280	274

都道府県社会的養育推進計画の策定要領（抜粋）

＜代替養育を必要とするこども数の見込みの推計方法の例＞

こどもの人口（推計・各歳ごと）※１ × 代替養育が必要となる割合
（潜在的需要を含む。）※２ ＝ 代替養育を必要とするこども数

※１：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計

※２：「代替養育が必要なこども数」の算出に有用と考えられるデータ

（ア）現在、代替養育が必要なこども数の算出に有用と考えられるデータ

a. 現に里親委託又は入所措置されているこども数のこども人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

（イ）潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

b. 「新規に里親等委託又は入所措置されたこども数」の過去５年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去５年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

d. 一時保護こども数（一時保護施設・委託一時保護）の過去５年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

◆（参考）前回改定時の代替養育を必要とするこども数の見込（人）

	令和元年度末 （実数）	令和６年度末 （見込）	令和１１年度末 （見込）
乳幼児	６３	６０	６０
学童期以降	２３５	２４０	２４０
合計	２９８	３００	３００

(2) 施設入所及び里親等委託の状況

代替養育を必要とするこどものうち、里親等で生活しているこどもの割合（里親等委託率）は、京都府では令和5年度末時点で18.2%でした。年々増加していますが、全国平均と比べると低くなっています。また、里親登録数と児童を委託されている里親の数は、徐々に増えています。

<現状>

(ア) 代替養育を必要とするこどものうち、現に里親等委託されているこども数とその割合 (人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乳児院 児童養護	275	279	258	267	253	247	255	262	254	232	248
里親等	23	34	36	40	45	43	43	45	50	53	55
合計 (人)	298	313	294	307	298	290	298	307	304	285	303
委託率 (%)	7.7	10.9	12.2	13.0	15.1	14.8	14.4	14.7	16.4	18.6	18.2
全国平均	15.6	16.5	17.5	18.3	19.7	20.5	21.5	22.8	23.5	24.1	25.2

(イ) 里親登録数 (世帯)

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
養育里親	77	79	93	111	122
専門里親	5	6	6	6	6
養子親	27	45	49	67	66
親族里親	2	1	2	3	4
合計	111	116	136	146	145

*複数種別に登録の場合はそれぞれに計上し、合計は実数。

(ウ) 児童が委託されている里親数 (世帯)

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
里親	27	27	36	36	37
FH	1	1	1	2	3
合計	28	28	37	38	40

(3) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

代替養育を必要とするこどもに、できるだけ家庭的な養育環境を提供するため、里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組を行います。こうした取組により、こども一人一人のニーズに応じた適切な養育の場を提供することを目指します。

①家庭的養護の推進目標について

京都府における前回計画における目標は、下表のとおり

(ア) 前回計画における里親等委託率の推進目標

	平成30年度末	6年度	11年度
乳幼児	9.5%	25%	40%
就学以降	16.6%	25%	33%
全体	15.1%	25%	35%

現在施設に入所しているこどもの状況調査を行い、今後の計画期間における目標を下表のとおり見直しました。

(イ) 見直し後の里親等委託率の推進目標

(%)

	6年度	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
乳児	16.7	65.0	26.4	36.1	45.8	55.4	65.0
幼児	12.5	60.0	22.0	31.5	41.0	50.5	60.0
就学以降	19.2	40.0	23.4	27.6	31.8	35.9	40.0
全体	18.2	44.9	23.5	28.9	34.3	39.6	44.9

(ウ) 里親等委託が必要なこども数の見込み

(人)

	6年度	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
乳児	4	15	6	9	11	13	15
幼児	5	23	9	12	16	20	23
就学以降	46	85	55	63	71	78	85
合計	55	123	70	84	98	111	123

＜計画期間における目標＞

(ア) 里親登録数

(世帯)

	6 年度	計画期間 の目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
養育	1 2 2	1 7 2	1 3 2	1 4 2	1 5 2	1 6 2	1 7 2
専門	6	6	6	6	6	6	6
養子	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6

(イ) ファミリーホーム数

6 年度	計画期間 の目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
3 カ所	4 カ所	3 カ所	3 カ所	4 カ所	4 カ所	4 カ所

(ウ) 登録率（代替養育を必要とするこども数に対する里親等が受託可能なこどもの割合）

$$(\text{算式}) = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FH の定員数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

5 年度	計画期間 の目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
66. 5%	87. 6%	69. 8%	73. 7%	79. 4%	83. 4%	87. 6%

(エ) 稼働率（里親等が受託可能なこども数に対する里親等へ委託されているこどもの割合）

$$(\text{算式}) = \frac{\text{里親・FH の委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FH の定員数}}$$

5 年度	計画期間 の目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
27. 3%	51. 2%	33. 6%	39. 1%	43. 2%	47. 5%	51. 2%

(オ) 里親登録に係る都道府県の社会福祉審議会の開催回数

5 年度	計画期間 の目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
6 回	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

<現状>

- ・家庭支援総合センターの寄り添い支援担当、各児童相談所の里親担当児童福祉司、乳児院及び児童養護施設に配置の里親支援専門相談員（施設４カ所に計４人配置）が、連携及び役割分担し、里親等や委託児童への支援を行っています。
- ・支援者間の情報共有や協議の場として、「里親合同会議」を毎月開催しています。
- ・必須研修（基礎研修、登録前研修、更新研修）の他に、里親の養育力向上のための研修を行っています。
テーマ別研修（２回開催。１回目受講者数２５人、２回目受講者数３０人）
フォスタリングチェンジプログラム（受講者数４人）
- ・里親会と連携し、外出などのイベント行事や、座談会を行う里親サロンを開催し、里親同士の交流促進を図っています。
- ・里親制度の広報啓発のため、オンライン相談会などに取組んでいます。（年１２回開催）
- ・関係機関における里親理解促進のため、家庭支援総合センター寄り添い支援担当や各児童相談所において、各市町村への制度周知や出前講座での制度説明を行っています。

<主な取組>

里親支援センターの設置
里親支援センターを設置し、新規里親のリクルート、養育力向上のための研修実施、こどもの委託に向けた調整、委託中の相談支援、委託解除後のアフターケアまでを一貫して行う体制を構築します。
里親制度の周知に向けた取組
里親制度に関する広報啓発や、オンライン相談会を実施し、里親登録数が増加するように取り組みます。 また、市町村職員が里親制度について理解を深めるよう制度説明や研修会等を行い、里親やそこに委託されるこどもが身近な地域で支援をうけられるような体制づくりに取り組みます。
里親支援機関の連携強化
里親支援機関同士で十分に連携を行うため、合同会議を定期的に開催します。 また、日常的に里親支援専門相談員等と情報共有や連携を行い、里親への家庭訪問等タイムリーな支援を行います。

里親の養育力向上のための取組
里親の課題やニーズに応じた研修を実施し、里親の養育力向上に取り組みます。 また、里親会と連携して里親会行事や里親サロンなどの里親同士の交流の場を提供し、様々な経験をもった里親同士がつながりをもてるように取り組みます。 こどもの養育についての知識と経験を持つ施設職員と、里親との交流の場の設定に向けて取り組みます。

里親委託解除ケースの要因分析
里親支援の在り方の振り返りと、更なる充実を目的とし、里親等へ委託したもののやむを得ず委託解除に至ったケースの要因分析に取り組みます。

里親制度への理解促進に向けた取組
代替養育を必要とするこどもの親に対し、里親制度について正しく理解してもらえるよう視覚的な資料を作成するなどして、丁寧の説明を行います。

<計画期間における目標>

(ア) 里親支援センターの設置数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
未設置	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所

(イ) 民間フォスターリング機関の設置数

6年度	計画期間の目標
未設置	必要性を検討

(ウ) 必須研修以外の研修実施回数、受講者数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
3回 59人	5回 120人	4回 90人	5回 120人	5回 120人	5回 120人	5回 120人

(4) 児童養護施設等における家庭的養育の推進

代替養育を必要とするこどもの中には、医療的ケアが必要なこどもや、虐待やこれまでの不適切な養育環境が原因となり、行動上の課題やトラウマなどの心理的な問題のあるこどもがいます。こうしたこどもには、施設における専門的な知識をもつ職員によるケアや、専門職による複数人での支援が必要です。

また、年齢が高く「家庭」に対して強い拒否感のあるこどもについても、施設で養育をすることが望ましい場合があります。

ただし、こうした施設においても、「できる限り良好な家庭的環境」となるよう、少人数を生活単位とし個別的なケアを行うことや、地域に根ざした養育環境となるよう取り組むことが求められています。

①施設で養育が必要なこども数について

<現状>

(ア) 乳児院、児童養護施設に入所するこども数の推移 (人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
乳児院	40	38	39	35	34	35	34	31	34	28	34
児童養護	235	241	219	232	219	212	221	231	220	204	214
合計	275	279	258	267	253	247	255	262	254	232	248

(イ) 施設入所中のこどものうち、障害もしくは何らかの発達上の課題があるこどもの割合

- ・ 障害者手帳を所持している割合

幼児	小学生	中学生	高校生以上	合計
2.4%	6.1%	23.9%	16.7%	11.4%

- ・ 特別支援学級在籍（通級含む）するこどもの割合

20.5%

- ・ 特別支援学校在籍するこどもの割合

9.6%

- ・ 乳児院病虚弱児加算対象児の割合

20.5%

<施設での養育が必要なこども数の見込み>

(ア) 現計画における見込み数

	H30 年度末	R6 年度末	R11 年度末
乳幼児	57 人 (90.5%)	45 人 (70%)	36 人 (60%)
就学以降	196 人 (83.4%)	180 人 (75%)	160 人 (67%)
合計	253 人 (84.9%)	225 人 (75%)	196 人 (65%)

() は、代替養育を必要とするこどものうち、施設での養育が必要なこどもの割合

(イ) 今回見直した見込み数

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児	20 人 (83.3%)	18 人 (73.6%)	15 人 (63.9%)	13 人 (54.2%)	10 人 (44.6%)	8 人 (35%)
幼児	35 人 (87.5%)	31 人 (78%)	27 人 (68.5%)	23 人 (59%)	19 人 (49.5%)	16 人 (40%)
就学以降	193 人 (80.8%)	179 人 (76.6%)	165 人 (72.4%)	152 人 (68.2%)	140 人 (64.1%)	127 人 (60%)
合計	248 人 (81.8%)	228 人 (76.5%)	207 人 (71.1%)	188 人 (65.7%)	169 人 (60.4%)	151 人 (55.1%)

※施設での養育（措置入所）が必要なこども数の見込みは、「代替養育が必要なこども数の見込み」から、「里親等委託率が計画どおりに推進された場合の里親等に委託されるこども数の見込み」を差し引いて算出

※施設の定員については、一時保護委託の受け入れや、発達に課題のあるこどもや心理面でのケアが必要なこどもが増加した場合にも、適切に対応を図ることができるよう、必要な定員の確保が求められる。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

児童養護施設等では、小規模かつ地域分散化とあわせ、複雑なニーズをもつこどもに専門的ケアを提供するための人材育成と体制整備などの施設の高機能化、地域の子育て家庭向けの相談支援拠点としての役割や市町村家庭支援事業の実施などの多機能化及び機能転換が求められています。

<現状>

- ・施設のユニット化により、家庭的な環境においてこどもに合った個別ケアを実施できる体制を整備しています。
- ・児童相談所からの一時保護児童を積極的に受け入れ、緊急的に保護が必要なこどもや、乳児を受け入れています。
- ・虐待を受けたこどもへの心理的関わりや、こどもが表出する様々な行動への対応、分離後の親子関係の調整、家庭復帰が困難なこどもの自立支援など、里親等においても取り組んでいるが、対応が難しいケースにおけるこどもや家庭への支援について、施設が専門性を活かして行っています。
- ・施設の専門性を活かし、市町村の家庭支援事業（子育て短期支援事業等）や産後ケア事業を受託し、地域の子育て家庭への支援を行っています。
- ・児童家庭支援センターを設置する施設では、児童家庭支援センターが市町村からの家庭支援事業受入の窓口となることで、家庭における支援ニーズを把握する機会としています。
- ・施設の家庭支援専門相談員が地域の要保護児童対策地域協議会の会議に出席するなどして、地域における要保護児童の状況把握を行っています。
- ・里親支援専門相談員を配置し、登録後の里親への支援、こどもとのマッチング、委託後の支援などを行っています。
- ・里親合同会議への施設職員の参加や、里親登録に必要な実習の受入を行い、里親委託の推進に取り組んでいます。

＜主な取組み＞

施設における小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進等
施設における小規模化かつ地域分散化、高機能化の推進により、家庭での養育が困難であり、かつ専門的ケアを必要とするこどもに対して、できる限り良好な家庭的環境に向けた専門性の高い施設養育を行うための体制の整備を推進します。 また、地域における重要な社会資源として、社会的養育を充実、強化するための在宅支援など、各地域の実情に応じて、多機能化・機能転換に取り組みます。

＜計画期間における目標＞

（ア）小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

5 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
1 カ所 18 人	全施設で 実施	令和 11 年度までに全施設での実施を推進				全施設で 実施

（イ）養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数

	5 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
家庭支援専門 相談員	4 人	全施設に 配置	令和 11 年度までに全施設への配置を推進				全施設に 配置
心理療法担当 職員	5 人	全施設に 配置	令和 11 年度までに全施設への配置を推進				全施設に 配置
自立支援担当 職員	1 人	全施設に 配置	令和 11 年度までに全施設への配置を推進				全施設に 配置

（ウ）養育機能強化のための事業の実施施設数

	5 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
親子支援事業	未実施	全施設で 実施	令和 11 年度までに全施設での実施を推進				全施設で 実施
家族療法事業	未実施	全施設で 実施	令和 11 年度までに全施設での実施を推進				全施設で 実施

（エ）一時保護専用施設の整備施設数

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
未設置	必要性を 検討	必要性を 検討	必要性を 検討	必要性を 検討	必要性を 検討	必要性を 検討

(オ) 児童家庭支援センターの設置施設数

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
3 カ所	5 カ所	4 カ所	4 カ所	4 カ所	4 カ所	5 カ所

(カ) 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
未実施	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所

(キ) 妊産婦等生活援助事業の実施施設数

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
未実施	実現に向けて 検討	実現に 向けて 検討	実現に 向けて 検討	実現に 向けて 検討	実現に 向けて 検討	実現に 向けて 検討

(ク) 市町村の家庭支援事業を委託されている施設

・子育て短期支援事業

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
8 カ所	8 カ所	8 カ所	8 カ所	8 カ所	8 カ所	8 カ所

・一時預かり事業

6 年度	計画期間の 目標	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所

*他の家庭支援事業（養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）については受託施設なし。

③障害児入所施設における支援

障害児入所施設とは、入所した障害のある児童に対して、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設で、「福祉型」と「医療型」（治療も行う）があります。

<現状>

- ・現在、京都府内の福祉型障害児入所施設は、3ヵ所あります。
（うち、府域に1ヵ所、京都府立の施設が1ヵ所（京都市内））

<主な取組>

障害児入所施設における支援
障害児の特性や状態に応じた心身の発達を支援するため、より家庭的な環境において養育されるようケア単位の小規模化の推進や地域の中で生活する環境づくりなども検討していきます。

<計画期間における目標> ※府域及び府立施設を対象とする。

（ア）福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数

6年度	計画期間の目標
1	全施設で整備

（イ）福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

6年度	計画期間の目標
27	全対象児童

(5) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

平成 28 年の児童福祉法改正により、こどもは大人から守られる受動的な存在であるばかりでなく、権利の主体であることが明記されました。こどもには自分に影響するすべてのことについて意見を表明する権利があり、大人はこれを正當に重視しなければなりません。

①意見聴取等措置

令和 4 年の改正児童福祉法により、児童相談所長が行う措置や一時保護決定時等には、児童相談所職員により、こどもの意見聴取等措置を行うことが令和 6 年 4 月 1 日から義務化されました。

<現状>

- ・措置や一時保護を行う場合には、こどもに対してあらかじめ（緊急一時保護の必要がある場合などは事後速やかに）、児童相談所の役割やこどもが現在置かれている現状の説明、措置をとる理由等について、こどもの理解度に応じて丁寧に説明を行っています。
- ・聴取した意見を記録する様式等を整備し、こどもに対して適切に説明及び意見聴取を行うことができるよう取り組んでいます。

(ア) 説明の実施

(一時保護のこども)

(施設入所のこども)

一時保護所で生活することについて説明してもらったと回答したこどもの割合	施設での生活について事前に説明してもらったと回答したこどもの割合
90.9%	55.1%

*施設入所のこどもについては、令和 6 年 4 月 1 日以前から入所しているこどもも含む。以下同様

(イ) 気持ちや意見の聴取

(一時保護のこども)

(施設入所のこども)

一時保護所で生活することについて、気持ちや意見を聞いてもらったと回答したこどもの割合	施設で生活することについて、気持ちや意見を聞いてもらったと回答したこどもの割合
63.6%	52.4%

<主な取組>

こどもに向けた権利擁護に関する説明等の実施
一時保護や、施設及び里親への措置等が必要なこどもに対して、支援の必要性について、そのこどもの理解度に合わせて丁寧に説明を行い、こどもの気持ちや意見を十分に聴取します。

②意見表明等支援事業

<現状>

子どもの意見表明等支援事業を実施し、こどもへの聞き取りについて一定の知識及び技術を持った「子どもの権利擁護専門員」が定期的に訪問し、児童相談所や一時保護所職員とは異なる立場でこどもと関わることを通して、こどもの意見表明を支援しています。

<主な取組>

意見表明等支援事業の推進
児童相談所等から独立した立場である「子どもの権利擁護専門員」が一時保護所や児童養護施設等を訪問し、こどもの意見表明を支援します。

<計画期間における目標>

(ア) 意見表明等支援事業を利用可能なこども数

5年度	6年度 (見込)	計画期間 の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
延 504 人	336 人	800 人	700 人	800 人	800 人	800 人	800 人

*一時保護延べ日数と専門員の訪問回数から、専門員と出会う機会のあったこども数を推計

(イ) 子どもの権利擁護専門員の認知度

6年度	計画期間の 目標
72.7%	100%

(ウ) 子どもの権利擁護専門員の利用度（利用のしやすさ）

6年度	計画期間の 目標
45.5%	100%

(エ) 意見表明等支援事業に対する満足度

6年度	計画期間の 目標
100%	100%

*満足度については、専門員と個別面接を行ったことのあるこどもにおける割合

③こどもの権利擁護に係る環境整備について

<現状>

- ・一時保護、施設入所時、里親委託時には、「子どもの権利ノート」をこどもに配布し、自分が権利の主体であることや、困った時の相談先等について説明を行っています。
- ・「子どもの権利ノート」について、入所（委託）後も定期的に確認する機会をもち、繰り返し説明を行っています。



*施設入所の高年齢児童用「子どもの権利ノート」（表紙及び目次）
低年齢児用、一時保護児童用、里親委託児童用をそれぞれ作成し、活用している。

- ・児童相談所や各施設において、こどもの権利擁護に関する研修や取組を実施しています。また、各施設においては、日常生活場面や性教育等を通してこどもに対して権利について伝えたり、児童会やこども会議など、こどもが主体となって自分の生活について決める取組を行っています。
（こどもの権利に関する研修を18回、延べ592人に実施）

<主な取組>

「子どもの権利ノート」の配布
「子どもの権利ノート」を配布し、丁寧に説明を行うことで、権利擁護について十分に周知を行います。継続して入所（委託）する児童に対しては、毎年1回以上「子どもの権利ノート」について説明する機会を設け、繰り返し説明を行います。
措置されているこども等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備
一時保護や施設及び里親へ措置中のこどもにアンケート等をおこない、こども自身の権利に関する理解度や満足度について確認を行います。

こどもの権利に関する研修の実施
児童相談所職員、施設職員、里親及びこども自身が、こどもの権利について考え理解を深める機会として、研修を実施します。

施策検討時の当事者等参画
社会的養育の推進に向けた施策を検討するにあたり、当事者の声を反映させるため、計画の作成時に社会的養護の当事者及び経験者の参画、アンケートの実施を検討します。

<計画期間における目標>

(ア)「子どもの権利ノート」の認知度

6年度	計画期間の目標
59.3%	100%

(イ) 日頃、気持ちや意見を聞いてもらっていると答えたこどもの割合

(一時保護のこども)

6年度	計画期間の目標
90.9%	100%

(施設入所のこども)

6年度	計画期間の目標
72.3%	100%

(ウ) 日頃、気持ちや意見を大切にされていると答えたこどもの割合

(一時保護のこども)

6年度	計画期間の目標
72.7%	100%

(施設入所のこども)

6年度	計画期間の目標
50.7%	100%

(エ) 京都府が行うこどもの権利に関する研修の実施回数と参加人数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
13人 3回	25人 6回	16人 4回	20人 5回	20人 5回	25人 6回	25人 6回

(才) 家庭的養育の推進にむけた京都府推進計画の改定に関する検討会への参

画

6 年度	計画期間の 目標
有り	有り

(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

令和4年度改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられました。また、児童自立生活援助事業については、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見及び意向、関係機関との調整も踏まえた上で、都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化が行われました。

①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数について

(ア) 現に施設入所、里親委託されているこどもで18歳を迎える者の数(見込)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
12歳	35						
13歳	22	35					
14歳	28	22	35				
15歳	25	28	22	35			
16歳	29	25	28	22	35		
17歳	33	29	25	28	22	35	
18歳	24	33	29	25	28	22	35

(イ) 18歳到達後、高校卒業年度以降も措置延長を継続した人数

R2	R3	R4	R5	R6(見込)
6人	6人	1人	3人	6人

(ウ) 自立援助ホームの利用者数

H31/R1	R2	R3	R4	R5
3人	1人	3人	4人	6人

(エ) 社会的養護自立支援事業(18歳(措置延長の場合は20歳)に到達し、措置解除後も引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な居住費や生活費を支援を実施)の利用者数

H31/R1	R2	R3	R4	R5
7人	4人	4人	1人	5人

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

<現状>

家庭支援総合センターの寄り添い担当を中心に、児童養護施設等退所者への支援を行っています。

・個別支援

就職等により施設を退所した後も様々な理由で家庭に戻れず単身生活を行う者に対して、家庭訪問、通院付添、行政手続き等の個別支援を行っています。（支援者数72人）

・居場所提供

居場所事務所等での食事会を開催し、退所者の交流等を目的としたイベントや相談支援を実施しています。

（開催数12回、参加者数延べ62人）

・ニュースレターの送付

活動内容の紹介や、退所者とのつながりを目的としたニュースレターを送付しています。（発行回数年4回）

<主な取組>

社会的養護自立支援の推進に向けた取組の実施
自立支援を必要とする社会的養護経験者等に対し、児童養護施設等と連携しながら個別支援を実施します。
支援にあたっては、入所中から顔合わせを行って関係作りに努めたり、施設や児童相談所と連携して対象者の特性や背景を把握することで、退所後の適切な支援に活かします。

<計画期間における目標>

（ア）児童自立生活援助事業の実施箇所数

※令和5年度については社会的養護自立支援事業の委託箇所数

5年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
5カ所	10カ所	6カ所	7カ所	8カ所	9カ所	10カ所

（イ）社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

6年度	計画期間の目標	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1カ所	3カ所	1カ所	1カ所	2カ所	2カ所	3カ所

(ウ) 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

6 年度	計画期間の 目標
設置なし	設置を検討

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表 (2月21日付託分)

議案番号	件 名
18	児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例制定の件
26	京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件
27	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件

※ 3月6日(木)・・・説明聴取、質疑
 3月13日(木)・・・討論・採決

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 297の2 号	受理年月日	令和7年 1月14日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳 情 者					
件 名	「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情				
要 旨	現在の日本の治安は、いい状態とは言えない。 政府の発表によると、2023年に全国の小、中、高、特別支援学校で認知された「いじめ」の件数は732,568件である。これは、一日に約2,007件認知されたということである。 同じく2023年の全国の「自殺死亡者数」は、21,837人で、一日約60人が亡くなったということである。 2022年の全国の「児童虐待相談件数」は、214,843件で、一日約589件の相談があったということである。 2023年に全国で起きた「殺人事件」は、912件であった。一日平均、約2.5人が殺されたということである。 「強盗」は1,361件起きた。一日約3.7人の方が被害にあったということである。 「不同意性交等（強制性交等）」は2,711件で、一日約7.4人の方が被害にあっている。 多くの方は、このような状況に慣れてしまったせい、無関心でいるが、私は、これは異常な状態だと思っている。 特に、「自殺死亡者数」に関しては、G7の中で最も多いという、非常に残念な状況にある。 多くの自治体は、これらの問題に対処するために、様々な取組をされていると思うが、目立った成果は出ていないようだ。 それどころか、これらの数値は、全て、前年と比べて増加している。 私は、このような状況を改善するために、ある施策を考えたので、是非、自治体の運営に取り入れていただきたいと思っている。 多くの方が苦しんでいる今の状況は、普通ではない。放置してはいけないと思う。 治安を回復し、より良い社会を実現するために、是非、前向きに検討していただきたいと思う。 現在、政府は、治安に関する様々なデータをネット上に公開しているが、私はそれらの中で、以下の17の項目の数値を減らすこと				

(人口増減は除く)が、「より良い社会」を実現する上で、特に重要だと考えている。

(1) 社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

(2) 犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等(強制性交等)」認知件数、「不同意わいせつ(強制わいせつ)」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

私の一つ目の提案は、府の働きかけで、府内の全ての自治体(市町村)が、その地域のこれらを数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有するようにすることである。

ここで重要なのは、「市民と共有すること」である。

また、そのために必要なのは、ホームページや機関誌に掲載する等して、「市民がいつでも見られるようにしておくこと」、「定期的に公表し、市民にしっかり伝えること」である。

積極的に情報を発信して、「治安の状態を市民と共有すること」が、とにかく重要である。

この取組の主なメリット

メリット1 市民の「社会意識」が高まる

「地域(市町村)の治安の状態」を数値化し、図表をつくり、常に、自治体のホームページや機関誌等に掲載しておけば、その地域に住む全ての人が、自分が住んでいる地域の状態を、いつでも数値で確認することができる。

そのため、その地域に住む人が「地域の課題に関心を持つようになる」「社会意識が高まる」「地域に愛着を持つようになる」「地域の政治に関心を持つようになる」「地域に貢献するようになる」といったことが期待できる。

市民の「社会意識」が高まることは、自治体のあらゆる活動に、プラスに作用する。

メリット2 子どもに、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる

この取組を、地域の小・中・高校の道德教育に取り入れれば、地域の子どもの、子どもの頃から、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる。

このような教育を、子どもの頃から継続して行なえば、子どもの「社会意識」は、自然と高まると考えられる。

メリット3 自分が住んでいる地域の「良し悪し」が分かる

公表する数値は、「地域の良し悪しを判断する基準」になるので、政治に詳しくない人でも、その数値を見ることによって、自分が住んでいる地域が「いい状態か、悪い状態か」「良くなったか、悪くなったか」「他の地域と比べてどうか」等を知ることができる。

る。

メリット4 自治体で働く人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる

この取組を府内の全ての自治体（市町村）で行なえば、府内の全ての自治体を数値で評価できるようになるので、自治体で働く全ての人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる。

メリット5 コストがかからず、リスクがない

17の項目は、全て政府と警察庁のホームページに掲載されているので、新たに調査する必要がない。つまり、実施するにあたって、コストが、ほとんどかからず、リスクが、ほとんどないということである。

この取組のデメリットとして、デメリットということのほどではないが、それぞれの数値を調べ、図表をつくり、公表する作業が必要になる。

これらの数値は、政府が都道府県別で、ネット上に公開しているが、市区町村別の数値は、一部の地域を除いて公開されていない。

ただ、集計は、市区町村ごとに行なわれているようなので、問い合わせることによって、知ることができると思う（東京都の犯罪の発生件数は、市区町村別で公開されている）。

また、以前、私が八王子市役所に、八王子市における「自殺死亡者数」「いじめの認知件数」「児童虐待相談件数」を問い合わせたところ、教育委員会の方針で、八王子市の数値は公開していないとのことだった。ただし、把握はしているとのことだった。

自治体によっては、一部の数値は公開しづらいのかもしれないが、私は、むしろ積極的に公開するべきだと考えている。

なぜなら、「現状を知ること」なしに、改善することなどできないからである。治安を良くする上で、「現在の治安の状態を知ること」は、避けては通れない。

現状から目をそらさず、市民の幸せに直結するそれらの数値を公開し、市民と共有することこそ、誠実な態度なのである。

より良い社会を実現するために、是非、この重要な一步を踏み出してほしいと思う。

二つ目の提案は、府の働きかけで、府内の全ての自治体（市町村）が、一つ目の提案で説明した「17の項目」のすべて、もしくは一部の数値を減らす方法を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうようにするというものである。

ここで重要なのは、「数値目標」「実施計画」「具体的な取組」等を、「市民と共有すること」である。

また、「市民に対して、定期的に進捗状況を伝えること」、そして、「その活動を、政治の仕組みとして定着させること」も重要である。

ここでも、「市民と情報を共有すること」が、何より重要である。

この施策のメリットは、これをしっかり行なえば、少なからず、その数値が減ることである。

また、その地域に住む全ての人が「共通の目的」を持つことになるので、地域の団結が得やすくなるし、地域がまとめやすくなる。

この取組のデメリットは、「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立てるのに、時間と労力がかかることである。

また、市民と協力して、それを行なうためには、行政の適切なリーダーシップが必要になる。

あくまで一例だが、自治体（市町村）が以下のことを行なえば、市民の「社会意識」を高め、市民の「理解」と「協力」を得て、それらの数値を減らすことができると考えられる。

- ・対象地域（市町村）の治安の状態（17の項目）を数値化し、図表をつくり、ホームページ等で公表する。
- ・「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、それを公表する。
- ・実施する。PDCAサイクルを回す。
- ・17の項目の月間、年間の数値、活動の進捗状況等を、自治体のホームページや機関誌等で定期的に公表する。
- ・地域の小・中・高校の道德教育に、この活動を取り入れる。

「数値化」と「公表すること」に関しては、17の項目すべてを数値化し、公表した方がいいと思うが、実施に関しては、重要度が高いと思われる項目に絞って、実施した方がいいかもしれない。

数値を減らすためには、「具体的な取組」が必要であるが、私は、家庭における道德教育と学校における道德教育を充実させることが、根本的に重要だと考えている。

しかし、地域の課題や状況は、それぞれ全く違うので、何をどのようにするかは、それぞれの自治体が、その自治体の実状に合わせて決める必要がある。

三つ目の提案は、府全体の「治安の状態（17の項目）」を数値化し、図表をつくり、府のホームページや機関誌等で公表し、府民と共有すること、誰もが、いつでも見られるようにすることである。

ここでも重要なのは、「府民と治安の状態を共有すること」である。

多くの人は、「社会意識」が、あまり高くないが、その原因の一つは、「社会や地域の課題に触れる機会が少ないから」だと思う。

府内で起きている「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等の数を積極的に府民に伝えれば、多くの人の「社会意識」は、少なからず高まると思う。

そして、多くの人が、それらを「自分ごと」として考えるようになれば、それらの数値は、少なからず減っていくはずである。

そのため、ここで重要になるのは、府全体の「治安の状態」の数値、図表を府のホームページに載せるなどして、常に見られるようにしておくこと、また、府民の「社会意識」が高まるような情報発信を積極的行なうことである。

この取組のメリット、デメリットは、一つ目の提案のそれと同じである。

17の項目を数値化する理由を補足説明する。

これらの項目を数値化する理由は、これらが人間の幸せに、深く関わっていると考えられるからである。

また、これらは、政府がネット上に公開しているので、新たに集計する必要がないからである。

また、項目が多すぎると分かりづらくなり、対策がしづらくなるため、17個に絞った。

これらの項目は、政府が公開している治安に関するデータの中で、特に人間の幸せに関係していると、私は考えている。

離婚件数については、分かりづらいかもしれないが、令和5年に起きた自殺の2割以上が、家庭問題が原因であることから、離婚（家族の不和）は、人の幸せに大きな影響を与えていると考えられる。

また、子どもがいる夫婦が離婚をすると、夫婦の不和が、子どもに、少なからず影響を与えてしまうので、子どもの幸せに影響がでる。

また、ひとり親家庭も、両親がいる家庭と比べると、子育てに影響があるので、子どもの幸せに関係していると言える。

このような理由から、これらの数値を把握し、できる限り減らす取組をすることは、とても重要であると考えているが、離婚そのものを否定しているわけではない。

人口減少は、地方の自治体においては、非常に重要な課題である。

そのため、人口増減数を、ホームページ等で常に見られるようにしておくこと、また、学校教育で子どもに教え、子どもの頃から、そのことについて考えるようにしておくことは、とても重要だと考える。

犯罪の認知件数は、人間の幸せに直結している重要な問題である。

それらを減らすためには、家庭と学校における道徳教育と、地域の啓蒙活動を充実させることが根本的に重要だと考えるが、犯罪の種類によって、取り組むことが少し違ってくる。

例えば、窃盗を減らすためには、経済対策が必要かもしれない。

「不同意性交等（強制性交等）」と「不同意わいせつ（強制わいせつ）」を減らすためには、「男女の人間関係のあり方」についての教育が必要だと思う。

「強盗」「殺人」「放火」については、家庭環境が悪い人に対する生活のサポート、育児の相談、生活相談が必要かもしれない。

また、市民の防犯意識を高める啓蒙活動も重要だと思う。

最後に、現在、「いじめ」「自殺」「児童虐待」は、社会問題として注目されているが、改善する兆しが見えない。恐らく、今行なっている取組を続けているだけでは、改善できないと思う。

私の提案は、この状況を打破するための新しい取組である。

この取組を継続して行ない、行政の「仕組み」として定着させることができれば、必ず成果が得られるはずである。

私は、この取組が、全国の市区町村、都道府県で行なわれるように働きかけている。

全国の市区町村、都道府県がこの取組をすることによって、日本全体の治安が良くなる、より良い社会が実現する。それが、私が期待していることである。

日本全体の治安を良くするために、是非、この施策を府政に取り入れていただきたいと思っている。

自治体によっては、二つ目の提案は、実施するのが難しいかもしれないが、一つ目と三つ目の提案は、是非、行なっていただきたいと思っている。

については、次の事項について陳情する。

- 1 府の働きかけで、府内の全ての自治体（市町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、その自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有するようにすること。
- 2 府の働きかけで、府内の全ての自治体（市町村）が、「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうようにすること。
- 3 府全体の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、府のホームページや機関誌等で公表し、府民と共有すること。

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 303 号	受理年月日	令和7年 2月19日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳 情 者					
件 名	男性へのHPVワクチン公費接種に関する陳情				
要 旨	現在京都府では男性向けの公費によるHPVワクチンの接種が行われておらず、HPVワクチンを接種するためには全額自費負担で10万円ほどの料金を払わなければならない。 自費負担の大きさと接種可能な医療機関の少なさから、自主的にワクチン接種を行える男性は少なく、HPVワクチンの男性接種は一般化していないのが現状である。 男性、女性の両性がワクチン接種をすることでヒトパピローマウイルス感染症による被害を減らすことに繋がるため、公費による男性へのHPVワクチン接種を実施して頂きたい。 ついては、男性にも有効なHPVワクチンの接種を、公費補助によって、無料若しくは低負担にて行えるよう陳情する。				

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 304 号	受理年月日	令和7年 2月19日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳 情 者					
件 名	2025 年度国保料の緊急引き下げを求めることに関する陳情				
要 旨	京都府は1月30日に2025年度の国保事業費納付金の算定結果を公表した。2025年度の納付金額は平均で対前年度比104.2%、一人あたりでは11,381円107.5%という大幅な引き上げであり、引き上げ率が10%を超える自治体も複数ある。2024年度の納付金額は平均で対前年度比105.9%、一人あたり112.8%であった。2025年度の引き上げ額・率は、昨年度よりもやや下回るが、昨年よりも多くの市町村の国保特別会計・一般会計が極めて厳しい状況になっており、2025年度の被保険者への保険料賦課額が大幅に増額となる可能性が大きい。 京都府の国保事業費納付金算定結果は、「払えないほど高い保険料の解消」という府民の願いに逆行するものである。そもそも低所得者が多い国民健康保険の被保険者でも、誰でも安心してかけられる公的医療保険制度を守ることが京都府の責務である。納付金の再算定を行い、名古屋市や仙台市などで制度化されている減免制度を京都府内すべての市町村で具体化する支援を行うことこそ必要なことである。 ついては、次の項目について陳情する。 1 京都府国保会計に一般会計から法定外繰り入れを行い、納付金の再検討を行うこと。 2 国民健康保険の国庫負担率の大幅増を国に求めること。				

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 305 の 1 号	受理年月日	令和 7 年 2 月 2 5 日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳 情 者					
件 名	医療機関・介護事業所への物件費と人件費増に対する財政支援を国に求める意見書提出に関する陳情				
要 旨	2月5日に厚生労働省が発表した2024年分の実質賃金は、前年比0.2%減と3年連続のマイナスであった。名目賃金の2.9%増に対し、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）は3.2%増と、物価上昇に賃上げが追い付かず、地域住民の暮らしはますます厳しさを増しており、物価上昇に見合う賃金の引き上げが必要である。 しかし、厚生労働省の集計では、2024年春闘の賃上げは、全産業平均11,961円（4.1%）に対し、医療・福祉は6,876円にとどまった。政府が24年度診療報酬・介護報酬改定で用意した「ベースアップ評価料」や「新処遇改善加算」などの賃上げ財源は、実際には医療・介護労働者の賃金改善に結びつかず、他産業と医療・介護の賃金格差はさらに拡大している。そして、この他産業との賃金格差・賃上げ格差は、医療・介護からの人材流出をますます深刻なものとしている。 25年春闘においても全産業的に賃上げに向けた機運が高まるなか、公定価格で運営する医療・介護分野は、報酬本体の改定の無い今年、他産業並みの賃上げや、物価高騰への対応にさらなる困難が予想される。物件費の高騰で価格転嫁できない消費税負担も増大し、医療機関や介護事業所の経営はますます悪化しており、2024年の倒産・休廃業解散はいずれも過去最多にのぼっている。 医療・介護からの人材流出や医療・介護経営の悪化は、地域住民の医療・介護「崩壊」の危機にも直結しかねない。すでに、看護師不足から病棟を閉鎖せざるを得ない状況や、訪問介護など介護事業所の閉鎖も広がっている。地域住民のいのち・健康を守る地域に無くてはならない生活インフラである貴重な医療・介護資源を「崩壊」の危機から守るために、京都府議会として尽力するようお願いするものである。 ついては、医療機関・介護事業所に対する物件費の高騰や他産業との賃金格差を埋める賃上げのための財政支援を国に求める意見				

書を提出するよう陳情する。